

平成27年第2回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成27年6月24日（水曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 1号 平成26年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第 2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について
- 第 8 報告第 3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について
- 第 9 平成27年度町政執行方針
- 第10 一般質問
- 第11 議案第26号 中頓別町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第27号 中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第28号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○出席議員（8名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 佐藤奈緒君 | 2番 長谷川克弘君 |
| 3番 西浦岩雄君 | 4番 宮崎泰宗君 |
| 5番 細谷久雄君 | 6番 東海林繁幸君 |
| 7番 星川三喜男君 | 8番 村山義明君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-------|--------|
| 町 長 | 小林生吉君 |
| 教 育 長 | 柴田弘君 |
| 総務課長 | 和田行雄君 |
| 総務課主幹 | 野露みゆき君 |

まちづくり 推進課長	遠藤 義一 君
まちづくり 推進課主幹	藤田 徹 君
産業建設課長	中原 直樹 君
産業建設課技術長	山内 功 君
農業委員会会長	森川 健一 君
産業建設課参事	平中 敏志 君
産業建設課主幹	千葉 靖宏 君
保健福祉課長	矢上 裕寛 君
保健福祉課主査	北村 哲也 君
教育委員長	石井 英正 君
教育次長	青木 彰 君
学校給食センター 所長	工藤 正勝 君
会計管理者	藤井 富子 君
国保病院事務長	小林 嘉仁 君
国保病院事務次長	長尾 享 君
自動車学校長	大川 勝弘 君
こども館次長	遠藤 美代子 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	高井 秀一 君
議会事務局書記	田辺 めぐみ 君

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから平成27年第2回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第125条の規定により、6番、東海林さん、7番、星川さんを指名します。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時38分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

細谷さん。

○議会運営委員長（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

平成27年第2回中頓別町議会定例会の運営に関し、休憩中に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日6月24日から6月26日までの3日間とする。なお、会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し閉会する。

2、一般質問について、通告期限内に通告したのは7議員であり、質問事項の重複は見られない。改選後初の一般質問であり、新任議員も多くおられます。質問は、簡潔明瞭に質問項目ごとに一問一答、質問回数3回を厳守されたい。

3、町長提出議案の取り扱いについて、議案第25号、第33号、第29号、第31号は、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査する。その他の議案は、本会議で審議する。

4、本日の議事日程は、議事日程第1号のとおりである。

5、閉会中に受理した意見書、採択を求める陳情のうち、安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書（案）並びに介護報酬の再改定を求める意見書（案）は、宮崎議員から発議される。

6、テレビ中継について、本日の会議開始から一般質問終了時まで、役場町民ホールと町民センターに設置されたテレビに議場から中継を行う。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これで議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告のとおり、本日6月24日から6月26日までの3日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日6月24日から6月26日までの3日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告及び6月17日、札幌市で開催された北海道町村議会議長会第66回定期総会報告、町長からの第7期中頓別町総合計画前期実施計画の第11回変更報告など、お手元に印刷配付のとおりでございますので、ごらんの上、ご了承願います。

南宗谷衛生施設組合議会報告は、組合議員からいただきます。

佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） おはようございます。南宗谷衛生施設組合議会報告をさせていただきます。

平成27年6月24日、中頓別町議会議長、村山義明様。

南宗谷衛生施設組合議員、東海林繁幸、南宗谷衛生施設組合議員、佐藤奈緒。

南宗谷衛生施設組合議会報告。

このたび、南宗谷衛生施設組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

1、会議名、平成27年第2回南宗谷衛生施設組合議会臨時会。

2、日時、平成27年5月26日（会期1日）午後2時00分開議。

3、場所、南宗谷汚泥再生処理施設会議室（浜頓別町）。

4、出席議員、東海林議員、佐藤議員。

5、会議結果、議事日程のとおり進行し、選挙第1号、議長の選挙については、東海林繁幸氏（中頓別町）が選出された。選挙第2号、副議長の選挙については、大野充博氏（浜頓別町）が選出された。議案第1号、監査委員の選任については、原案どおり野口洋郎氏（枝幸町）が選任された。行政報告では、平成27年1月19日におきた汚泥再生処理施設火災の概要について菅原信男組合長（浜頓別町）より報告があった。

以上です。

○議長（村山義明君） これにて諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 皆さん、おはようございます。本日平成27年第2回定例会を招集させていただきましたところ、全議員のご出席を賜りましたことにお礼を申し上げたいと思います。あわせて、農業委員会森川会長、教育委員会石井委員長のご出席につきましてもお礼を申し上げたいと思います。

一般行政報告につきましてはお手元の資料のとおりですけれども、4点ほど口頭でご説明をさせていただきたいというふうに思います。

1つは、行方不明者捜索についてであります。6月11日午後3時前に枝幸警察署から、知駒岳山頂付近でタケノコ採りをしていた方1名が行方不明になったとの一報が入り、本町職員で急きょ捜索隊を編成し、総勢23名を現地に派遣いたしました。午後4時前、捜索隊が現地に到着したところ、不明場所は幌延町側の北大演習林内で、不明者も幌延町民（男性・80歳）との説明を受けました。中頓別消防支署隊員とともに鬱蒼たるクマザサをかき分け、横一列で前進していた本町職員の一人が午後4時30分、不明者を発見。飛来していた道警ヘリコプターが不明者を吊り上げ、本町国保病院に搬送したものの、残念ながら死亡が確認されました。翌12日、来庁された野々村幌延町長から、行政区域の境界を越えた本町側の迅速な対応で不明者が早期発見されたことに対し、お礼とねぎらいの言葉がありましたので、ご報告いたします。

2点目は、教育長の辞職についてであります。教育委員である柴田弘氏から、平成27年5月20日付けで、一身上の都合により6月30日をもってその職を辞したいとの願が提出されました。平成26年第3回臨時会（5月23日）に教育委員としての任命同意の議決をいただき、教育委員会から教育長に任命され、任期を1年3カ月残していることから、私としても慰留に努めさせていただきましたけれども、本人の意思が堅いことから、町長として6月16日、辞職に同意いたしました。なお、旧地方教育行政法では、「教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然にその職を失うもの

とする」(第16条第4項)と規定されており、教育長の職も同日付けで辞職されることをご報告いたします。

3点目でありますけれども、天北線代替輸送連絡調整協議会の取組についてであります。これにつきましては、浜頓別町、猿払村あわせて同様な報告をこの定例会にするということで、本町としてもご報告をさせていただきたいというふうに思います。天北線代替輸送連絡調整協議会の取組状況につきましては、先般、5月22日に本協議会の定期総会が開催され、今後の協議会そのものも大きく変わることから、今回、天北線地域公共交通会議での検討結果も含めてご報告をさせていただきたいと思います。天北線地域公共交通会議での検討状況については、3月17日に最終の公共交通会議が開催され、天北宗谷岬線の路線再編を含めた「天北地域生活交通ネットワーク維持計画」が策定されております。配布させていただきました概要版によりご説明をさせていただきたいと思います。

まず、1点目としては「天北線とは」ということで、経過と現状に関して記載し、2点目として路線バスの「事業目標」を記載し、3点目として「接続可能な生活交通ネットワークの検討」として、利用者のニーズを把握するために実施した各種調査の内容と路線再編案の検討による基本的な考え方を基にして、天北地域生活交通ネットワーク維持計画とする路線バス「天北宗谷岬線」の再編と乗合タクシーの導入を提案しております。4点目として「路線バス「天北宗谷岬線」の再編」では、当該区間を3つの区分に分割し、そのうち「中頓別・音威子府」の区間については、路線バスに代わり市町村運営有償運送である乗合タクシーで対応することとしています。5点目として「乗合タクシーの概要」について記載し、名称から運行時刻に関しては、資料を確認させていただきたいと思います。特に運行形態でありますけれども、基本的にJR特急に接続するよう3往復となっており、予約制となっております。最後6点目として本事業の「実現に向けて」ということで、平成27年度以降の取組として、住民への十分な説明と周知徹底を図ることとしており、見直しと改善では、2つの定量的な目標を掲げ、定期的な評価と改善を行っていくとしたところです。

また、天北線代替輸送連絡調整協議会の解散については、3月17日の本協議会の臨時総会において、音威子府村の退会が承認され、定期総会を持ってこれまで5市町村の枠組みによる本協議会の解散が決定いたしました。解散の理由としては、1つ目は、路線再編に向けては、これまでの沿線5市町村によるJR天北線の廃止代替路線としての役割から脱却して、地域の生活交通路線としての役割を明確にしたこと。2つ目は、音威子府村の退会が正式に承認されたこと。3つ目は、本協議会の目的が時代の変遷とともに変化したことからの理由からであります。その後路線バスを含めた天北地域の生活交通を支えていくために、沿線4市町村による新たな枠組みでの「天北地域生活交通確保対策協議会」の設置を決定したところです。会長には浜頓別町長、副会長には稚内市長、理事には各市町村議会の議長、そして幹事には中頓別町長と猿払村長が選任されました。今後の予定であります。この度の路線再編に係る新たな市町村の負担のあり方について検討のうへ、合意形

成を図る必要があります。その上で各市町村単位で住民説明会を開催し、地域の合意形成を図った上で、構成市町村において関連する事業予算を確保することとなります。

最後、4点目であります。宝島テクノサービス（株）中頓別工場の存続についてであります。本件に関しましては、2度にわたり経過報告をさせていただき、中頓別町農業協同組合様が事業を引継いでいただける方向で話を進めていただいておりますが、「業務委託方法」等に関することについて、「現状で対応することは困難である」との判断から、6月15日に開催された理事会で事業引き継ぎ困難と、断念という旨が決定され、同日のうちに組合長より報告を受けたところであります。こうした状況を受けまして、町としては町民の利便性や雇用の場の確保、人口減少対策として、あらためて事業引受け者を募るべきとの考え方から、同日、宝島テクノサービス（株）の関係者にあらためて協力をお願いしたところ承認していただきましたので、中頓別町商工会に対し事情説明を行い、あらためて事業を引継いでいただくところの事業者を募っていただくよう依頼したところであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（村山義明君） 引き続き、教育委員長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

石井教育委員長。

○教育委員長（石井英正君） おはようございます。教育行政報告を1件させていただきます。

教育長の辞職により、教育委員会の同意についてです。平成27年5月20日付で、柴田教育長から一身上の都合により平成27年6月30日をもって教育委員を辞職したい旨の辞職願が提出されました。柴田教育長から辞職に至る理由を聞き、慰留に努めましたが、辞職理由が家族の事情でもあり、大変残念ではございますが、平成27年6月17日の教育委員会議において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条により、辞職することに同意したところであります。

以上でございます。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

星川さん。

○7番（星川三喜男君） 1点だけお尋ねいたします。

宝島テクノサービスの件なのですけれども、農協が断念した理由といたしまして、これは町のほうにも、文句ではないのですけれども、もうちょっと正確に調べてもらいたかったというところがございます。というのは、農協のほうでは最初から業務委託方法ですか、それで業務をしたいということでした。それを町側は調べもしないで、農協にやってもらいたいということで農協と接していたと思います。その中で、話がにっちもさっちもいかないということで、農協のほうから陸運局ですか、そちらのほうに問い合わせたところ、そういう業務委託方法は絶対だめだということで、どうしてもこれは断念をしなければな

らないという結論に至ったわけなのですけれども、6月22日に組合員を通して臨時総会をやることになっていたわけなのです。というのは、継続をしようと、宝島の事業を農協としてやりましょうということで臨時総会を設けていたところなのですけれども、その前にこういうことが陸運局のほうからお知らせが来て、やっぱりできないということに、判明したわけなのですけれども、町の担当者は、高橋社長ですか、に何回も対面して、そういう点のことも聞かなかったのか、どうしてそういう点をもっと正確に把握して農協等と接することができなかったのか、その点お伺いします。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 私のほうからご説明をさせていただきます。

まず、農協が陸運局にというお話でしたけれども、あれは自動車整備振興会のほうに問い合わせをしたということですので、陸運局に問い合わせをしたということではないということが1点。それと、業務委託の関係につきましては、私どもが農協に説明していたのはできるというふうに説明をしておりました。それはどういうことかということ、今宝島テクノサービス株式会社は旭川工場と中頓別工場、2つ存在しております、それを株式会社をまず分割するという方法でなければ、指定整備工場の指定を受けたまま移行することはできないということが1点です。ということは、会社を分割してくるということは、そこに会社が存在しているということになります。当然職員はその会社の職員でなければ、指定整備工場の指定を受けることはできなくなります。農協が今回言ったのは、整備工場を、分割した職員を別な会社に異動して、そして指定を受けたいという話でした。ところが、それは当初から言っているとおり新規に登録をしなければなりませんので、指定を受けるには2年ないし3年の整備工場としての実績がなければできないという説明を振興会のほうからされていると。だから、まず農協はそれではできないということになったということなのです。だから、基本的に委託の方法なのですけれども、要は農協が、新たな会社が今分割してくるわけですから、それを担う会社を別なところをお願いしようということは当初から私どもも聞いておりました。よって、農協が事業を行わせようとするところと契約を結んで、今の宝島の職員の方々は別会社の職員として存在するわけなので、それをそっくり引き継ぐことで委託は成立するということなのです。それを農協としては農協の事業の中に組み込んで対応したいという考え方があったということでしたので、それでいくと、職員を全部一回新たな別会社をお願いをしてということになると、もともとの分割した会社には職員がいなくなりますので、そうすると指定整備工場の指定は受けられない形になってしまうということなのです。だから、町側はあくまでも指定整備工場の指定を受けたままでないと今回何のメリットも発生しないわけで、それにはその人方はその職員のままとして対応していただくべきことでした。ところが、給与面の関係だとかということを農協は当時からすごく心配していたので、今回その職員を分割された新会社から別な会社のほうに移行するというような考え方を自動車整備振興会のほうに報告したので、その段階で整備振興会はそれは無理ですという話になったということなのです。

までも我々のほうの考え方としては、分割した会社を引き継ぐ上では別に農協がその会社を一回ゼロにしてしまう必要性は全くないし、ゼロにしてしまうことで指定整備工場の指定は受けれないということになりますから、そうすると農協は何のメリットもないということになってしまうので、その辺の考え方は参事にも、それから担当の部長にも私としては説明しましたがけれども、株式の引き受けの関係もあったりして、そうなると子会社化をしなければならないということになると時間的な問題からいってちょっと難しいのだという、そういう説明はされておりましたがけれども、ただそれは時間的な問題だけであって、事業そのものを引き継ぐことに関しては何ら問題なくできたはずなのですけれども、農協としては理事会でそういう決定をしたので、それを覆すことはもう今の段階ではできないということを申されていたので、町としてはやむを得なくそれを受けたということでありますので、決してここで言っている私どもが何にも知らないでそういうふうに話をしてきたということではなく、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 私のほうからも補足をさせていただきたいというふうに思います。

まず、農協につきましては、組合長を先頭に大変真摯にこの問題について取り組んでご検討いただいたということに関して本当に感謝しております。今言った最終的な問題というのは、もっと早く本来であれば共有できていたかもしれない、いるとまた違ったということは確かだったというふうに思います。方法等のところで、結局農協として子会社化してというところがどうしても手続としては必要になる。そのあたりが事前に認識されていなかった。それは説明もされていなかったというところもあったかもしれませんが、早い段階でそこが共有できていなかったというところが最終段階になって話が成立しないというような結果になったということだと思います。結果的にそういう形になったことではありますけれども、この間大変真摯にご検討いただいたので、本当に申しわけなかったというふうには思っております。今後は、この結果を踏まえてでありますけれども、とにかく地域にとっては大変貴重な事業所でありますので、なくなることがないように最善の対応を図っていきたいというふうに思っておりますので、どうぞご理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） わかりました。農協との話の食い違いですね、今わかりました。それで、今後宝島は6月いっぱい廃業というか、閉めるということですがけれども、その後どうなっていくのか、再度聞きます。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 事業に関しましては、現在の体制で7月末まで1カ月延長していただいて、その間で新しい引き受け者との間で決定した上で8月以降の新体制をつくっていくということで考えています。宝島テクノサービスのほうでは、先ほど遠藤課長からも説明ありましたがけれども、7月中には分社化をして、宝島テクノサービス中頓別というふ

うになるのか、要するに新しい会社が誕生して、その会社を新たに引き継ぐ事業者を見つけて、何とか継続するという方向に向かって進めていきたいというふうに思っております。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

◎報告第1号

○議長（村山義明君） 日程第6、報告第1号 平成26年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

提出者の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 報告第1号 平成26年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、総務課長からさせていただきます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、報告第1号をさせていただきます。

1ページでございます。報告第1号 平成26年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成26年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のように報告する。

平成27年6月24日提出、中頓別町長、小林生吉。

2ページであります。平成26年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書であります。今回報告の事業につきましては、平成26年度に議決をされた補正予算事業8件を金額、財源内訳のとおり平成27年度に繰り越して執行するものであります。2款総務費、1項総務管理費、事業名、人口減少問題対策事業121万5,000円、移住定住促進事業1,121万1,000円、地域青年交流の場設定事業107万5,000円は、本年3月30日の第1回臨時会で議決済みとなっております。3款民生費、1項社会福祉費、事業名、特別養護老人ホーム施設整備助成事業926万1,000円は、第1回定例会において議決済み。2項児童福祉費、事業名、子育て世帯支援事業199万7,000円は、3月30日の第1回臨時会において議決済みであります。6款農林水産業費、2項林業費、事業名、林業専用道旭台1号線開設事業、事業費1,500万円は、第1回定例会において議決済み。7款1項商工費、事業名、商工業振興対策推進事業400万円は第2回臨時会において。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、事業名、公共土木施設災害復旧工事3,189万円は、平成26年第4回定例会で提案をした補正予算で議決をいただいているところでございます。

繰越明許費の総額は7,564万9,000円、財源内訳は国、道支出金5,895万

8,000円、町債1,570万円、一般財源99万1,000円となっております。

以上、簡単ではございますが、繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎報告第2号

○議長（村山義明君） 日程第7、報告第2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告を行います。

提出者の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 報告第2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について、遠藤まちづくり推進課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 報告第2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、中頓別観光開発株式会社の経営状況を別紙のとおり報告する。

平成27年6月24日提出、中頓別町長、小林生吉。

内容についてご説明をさせていただきます。4ページ目、第27期定期株主総会議案で説明をいたします。同社の定期株主総会は5月27日、ピンネシリ温泉ホテル望岳荘研修室にて開催され、第27期の事業報告、貸借対照表、損益計算書及び第27期監査報告が行われ、原案のとおり承認をされております。また、同じく平成27年度、第28期の営業計画及び収支予算の審議も行われ、原案どおり決定をされたところであります。

それでは、第27期の営業報告並びに決算内容について説明をさせていただきます。9ページをごらんください。9ページ、営業報告であります。今期の営業につきましては、まず売上高で宿泊収入で前年比146.7%増、利用者数で1,052名の増と大幅な増加となりました。要因は、工事関係者の利用がふえ、研修室の利用や休日における宿泊者を受け入れたこと、それから昼食の弁当を提供するなどの要因が大きなものであります。一面、温泉入館料、会食売り上げ、食堂売り上げはともに前期売上額を大幅に下回り、営業利益を引き下げる状況となっており、引き続き大変厳しい状況にあると言わざるを得ません。一方、一般管理費では、最低賃金の引き上げや燃料の高どまり、電気料の値上げが懸念されましたが、経費の圧縮により、ほぼ予算額に抑えることができ、単年度収支赤字から脱却することができ、当期の最終利益は82万6,000円となったところであります。しかし、従前から指摘されております料理人や各セクションの職員確保も厳しい状況

でありまして、また施設上の問題もありますので、今後の運営を進める上で大きな課題というふうに言わざるを得ないということでもあります。

12ページの損益計算書をごらんいただきたいと思います。純売上高が4,380万7,000円、これに対し売り上げ原価と期末棚卸し高を含めた801万円を差し引いた売り上げ総利益が3,579万7,000円となりました。一方、販売費及び一般管理費が3,491万1,000円で、営業外収入を含めた経常利益が90万6,000円余りで、それに法人税等を差し引いた82万6,400円が当期の純利益という結果になっております。これによりまして、全額を株主資本に充当したところであります。

13ページの販売費及び一般管理費であります。一般管理費に占める割合が大きい人件費では、最低賃金の引き上げはありましたけれども、フロント担当や調理担当者の確保がままならなかったこともありまして、当初予算から約200万円の減という形になりました。宿泊者の増に伴いまして、消耗品で58万円、洗濯料が含まれる衛生費で83万円と当初予算に比べ大幅に増加をし、水道光熱費では23万円余りの増、広告宣伝費で約24万円の増となったところであります。こうした状況に対し、出席された株主の方から支出科目の内容に関する質問と、株券の取り扱いについて手放したいとの株主がいるので、会社で引き受けていただけないかというような意見が出されました。本件に関しましては、役員会に諮り、大株主である町とも協議する旨回答されているところであります。その他におきましては特に意見がなく、第27期の営業報告及び決算報告については承認をいただいたところであります。

18ページから20ページにつきましては、平成27年度、第28期の営業計画、損益計算書及び一般管理費についての議案として提案されたものであります。営業計画では、昨年度から取り組んでおります高齢者団体等への営業活動を重点に置くことや冬期間の湯治客の獲得に努めること、入館者確保に向けた送迎バスの運行を初め、道の駅ピンネシリで開催される自然めぐみフェアへの参加や温泉そば祭りの実施のほか、提供する料理の改善により食堂、会食の売り上げ増につなげていくほか、一般管理費総体において最大限節約に努めていくことの方針が出されているところであります。

損益計算書では、各売上高について前期決算を基準としながらも、前期は宿泊者が大幅に増加しましたが、それまでは見込める要素がないことから、前期の予算に近い形で計上したところであります。食堂や会食等の売り上げは大変厳しいものがありますが、調理担当者もかわることから、料理の改善を見込むこともあり、前期実績を上回る計上とし、前期予算額に比べまして純売上高で50万円の増としたところであります。

一般管理費においても、歳入と同様前期予算額と決算額を基準として積算したところでありますけれども、前期決算額とほぼ同額で計上させていただいております。全ての科目とも最大限節約するよう、経費の抑制を図りながら収支のバランスをとるということでもあります。

また、前期は取締役、監査役が任期満了によりまして改選されたところでありますが、

取締役であった支配人が3月末で辞職したとと代蔵監査役が昨年町代表監査委員に就任したことに伴いまして、地方自治法第199条の2の規定に抵触することが懸念されることから、辞職の申し出があり、辞職を承認することとなり、今回取締役1名と監査役1名の選任を提案し、満場一致で承認されたところであります。

以上が定期株主総会での内容であります。いずれにいたしましても、4期連続で単年度収支がマイナス決算でありましたが、何とか単年度収支を黒字とすることができました。依然として大変厳しい経営状況にあることは申すまでもなく、改めて役員はもとより、職員一同一生懸命会社運営に当たっていくことを再確認したところであります。大株主である町といたしましても、町民の福利厚生施設であり、観光振興の拠点の一つであるこの温泉施設を今後とも長く運営していただけるよう、財政的支援はもちろん、あらゆる面で支援をしながら、地域住民の皆さんから喜んでいただけるよう協力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○7番（星川三喜男君） 1点質問させていただきます。

私もこの株主で、本当は総会に出る予定だったわけなのですが、ちょっと都合がつかず、欠席しました。そこで、担当課長にお聞きしますが、前年度の常任委員会でも決まったように、会社として今後の取り扱い、要するにどうやっていくのかを話し合っているのか、そしてその構想ができていのかどうか伺います。それと、あわせて町側にもお願いしたところなのですが、その点両方とも今後の温泉についての構想はできているのかお伺いします。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 当社の取締役会の中での議論は行ってきております。一応一定の方向性は出されていますけれども、今回につきましては町側のほうの関係もありまして、前回のときにも話しましたが、今後の敏音知地区の観光施設の取り扱いについては道の駅、それから自然学校、それから温泉、この3つの施設の運営に当たってどうあるべきかということに関しては、今後の執行方針にも出てくるのですが、町の観光振興計画を策定する中である一定の方向性を見出すこととしておりますので、それをもって町としての考え方もそこに含めていくことになると思いますので、その辺はご理解をいただきたいと思っておりますし、町長からは今後取締役との懇談をしたいという申し出がありますので、取締役会としてもそれに向けた対応を今後町とも協議をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本

件は報告済みといたします。

◎報告第3号

○議長（村山義明君） 日程第8、報告第3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告を行います。

提出者の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 報告第3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について、和田総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、25ページでございます。報告第3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社中頓別振興公社の経営状況を別紙のとおり報告する。

平成27年6月24日提出、中頓別町長、小林生吉。

同公社の第20回の定時株主総会が5月19日、役場の小会議室で開催されまして、第1号議案から第3号議案まで全て承認をされましたので、経営状況の概略を報告したいと思います。

業務報告書の30ページをごらんいただきたいと思います。第1号議案、平成26年度事業決算報告書承認の件については、平成26年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、株主資本等変動計算書、監査報告書の全てが承認されました。これら内容につきましては、30ページから45ページにかけての内容でございます。

32ページの事業報告を読み上げまして、総括的概要報告にかえさせていただきます。平成26年度における受託事業については、天北厚生園の施設維持管理業務から撤退しましたが、新たに有害鳥獣処理施設業務を受託し、町からの受託事業5件と自主事業である寿スキー場食堂の営業を行ってまいりました。一般廃棄物処理施設業務においては、廃棄物処理施設の管理体制の充実を図るため、神奈川県川崎市で開催された最終処分場技術管理士の講習会に職員を受講させ、技術管理士の資格を取得してまいりました。また、産業廃棄物収集運搬許可取り消しにおいて、町を初め関係機関に多大なご迷惑をおかけしましたが、町の支援もあり、早期に再許可書の交付を受けることができました。社会教育施設においては、公園内の環境整備を図るとともに、地域住民の憩いの場としての充実を目指して、ゴーカートなど遊具の安全管理、ポニー、綿羊、ウサギなどの小動物と触れ合う場の提供をしているところであります。スキー場は、年々利用者人口が減少傾向にありますが、スノーボード利用者が楽しめるコース整備等を行い、利用者の増加に努めてまいりました。また、鍾乳洞ふれあい公園では、遊歩道等の床の張りかえや管理棟屋根、あずまの塗装を実施いたしました。有害鳥獣処理施設においては、2名の職員を新規に雇用し、

3月よりハンターにより捕獲した鹿の回収と処理業務を行っております。平成27年度におきましても、引き続き経費の節減を図りながら健全な公社運営に努めてまいります。

35ページでございます。横書きの総合損益明細書で決算の概略をご報告いたします。まず、社会教育施設である寿レクリエーション施設業務では、寿公園の指定管理料1,955万1,000円のほか、事業収入としてパークゴルフ利用料、リフト利用料を合わせた362万1,990円、貸しスキー代などの雑収入8万7,537円を加えた収入合計が2,326万527円となっております。支出につきましては、代表取締役の役員報酬180万円のほか、職員の給料、手当、賃金、修繕費など合わせて2,317万758円が支出され、営業利益は8万9,769円となっております。前年度に比べまして総額で140万円の増となっておりますが、主な要因は寿スキー場リフトの電磁弁、制動機ライニング張りかえに39万8,000円、圧雪車モーター台補強溶接に7万2,000円、ゴルフ場のネットウィンチ修理に7万3,000円、芝刈り機修理などもろもろの修繕費で86万2,838円、消費税増税などにより公課諸税で54万3,900円の増となっております。

一般廃棄物処理施設業務では、町からのごみ収集委託料3,196万8,000円と廃家電運搬券販売手数料9万4,056円を合わせ、収入合計が3,206万2,056円となっております。支出につきましては、給料、手当、賃金、ごみ処理施設の光熱水費、燃料費、修繕費など合わせて3,190万753円が支出され、営業利益は16万1,303円となっております。前年度に比べまして総額で312万円の増となっておりますが、主な要因は水処理施設の老朽化した攪拌ブローの取りかえに97万2,000円、循環ポンプ取りかえに16万6,000円などの修繕費で149万円、旅費研修費65万円、委託料においてトラックスケール点検委託料30万円、公課諸税で39万円の増となっております。

鍾乳洞ふれあい公園業務でございますが、町からの指定管理料376万2,000円と雑収入である自販機売り上げ手数料1万6,950円を合わせて収入合計が377万8,950円となっております。支出につきましては、その多くが臨時職員2名の人件費でございます。支出の光熱水費、燃料費、修繕費など合わせて369万8,268円が支出され、営業利益は8万682円となっております。前年度に比べまして総額で21万円の増となっておりますが、主な要因は鍾乳洞遊歩道と手すりの修繕に係る資材費の増ということでございます。

国保病院管理清掃業務でございますが、町からの委託料収入のみでございます。634万2,000円の収入合計となっております。支出につきましては、臨時職員3名の賃金などを合わせて収入と同額の634万2,000円が支出され、営業利益は生じてございません。

有害鳥獣処理施設業務は、町からの委託料収入のみで196万1,963円の収入合計となっております。支出につきましては、本年2月、3月分、2名分の臨時職員の賃金の

ほか、菌床の管理委託料などで、営業利益は生じてはおりません。

食堂業務は、振興公社の自主事業でございまして、収入はスキー場ロッジ食堂売り上げ136万2,500円、公園遊具収入及びゴルフ練習場コイン売り上げ収入を合わせまして53万150円、雑収入として自販機売り上げ手数料4万3,473円、合計193万6,123円となっております。支出につきましては、パートさんの賃金、食材の商品仕入れ費など192万7,530円、営業利益は8,593円となり、ほぼ収支が均衡した結果となっております。

以上の結果、営業損益は営業収益6,934万1,619円から事業費6,900万1,272円を差し引き、34万347円の営業利益となっております。営業外損益でございしますが、預金利息6,781円のみでありまして、営業利益と営業外利益を足した経常利益は34万7,128円となり、前年度に比べまして24万3,992円減少しております。特別損益についてはございません。経常利益から特別損益を差し引いた34万7,128円が税引き前当期利益となり、法人税、法人道町民税及び事業税14万4,873円を差し引いた差し引き当期純利益は20万2,255円となり、前年度に比べまして半減している状況でございます。

37ページの剰余金の処分計算書でございしますが、前期末剰余金383万8,744円から当期処分剰余金となる役員退職引当金への積み立て12万円と研修引当金の積み立て50万円を差し引き、当期純利益20万2,255円を足した342万999円を後期繰越利益剰余金、当期末処分利益としてございます。

38ページの株主資本等変動計算書では、前期末の純資産に先ほどの当期純利益20万2,255円を変動額として加えまして、当期末の純資産合計を1,531万999円としたところでございます。

46ページであります。第2号議案、剰余金の処分の件については、1つ目といたしまして、例年同様に繰越利益剰余金より役員退職金として積み立てることを承認しております。このため、(1)、減少する剰余金の項目及び金額として繰越利益剰余金12万円、(2)、増加する剰余金の項目及び金額として役員退職引当金12万円となっております。

47ページ、第3号議案でございまして。平成27年度事業予算及び事業予算に変更が生じた場合取締役の協議に一任する件については、48ページから54ページに登載された各事業の27年度予算案の変更を取締役協議に一任することが了承されております。寿レクリエーション施設業務、一般廃棄物処理施設業務、国保病院管理清掃業務、食堂業務では前年度予算どおり、もしくは少額の変動であり、ほぼ前年度予算並みとなっております。51ページ、鍾乳洞ふれあい公園業務につきましては、前年度に比べまして鍾乳洞遊歩道の修繕、ぬくもり館の防腐塗装に係る材料費などが計上されてございまして、63万円の増額というふうになっております。53ページの有害鳥獣等処理施設業務につきましては、27年度は4月からの稼働となることから、人件費など約400万円増の594万7,000円となっております。

以上、簡略ではございますけれども、第20回定時株主総会で承認された有限会社中頓別振興公社の経営状況報告とさせていただきますが、出資法人として経営上特に問題となるところは認められませんでしたので、ご報告を申し上げます。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎平成27年度町政執行方針

○議長（村山義明君） 日程第9、平成27年度町政執行方針を行います。

町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 議長よりお許しをいただきましたので、平成27年度町政執行方針について述べさせていただきたいと思っております。

初めに

平成27年第2回中頓別町議会定例会の開催に当たり、町政執行に対する私の所信について申し上げ、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、本年4月の町長選挙に立候補し、皆様の絶大なるお力添えと、格別なるご支援を賜り、当選の栄に浴し、町政をお預かりすることとなりました。

その使命と責任の負託に応えるべく、みずからを律し、本町の振興と町民の皆様の幸せのために、全力を尽くす所存であります。

まず、これから4年間町政を担う上での所信の一端を述べたいと思っております。

私は、選挙を通して、町民の悩み、課題、困難に寄り添いそれに共感できる「やさしさ」をまちづくりの心とするとともに、公正・公平な判断、政策を実現する実行力とあわせて3つを大切にしていくことを訴えてきました。これからもこの基本姿勢を堅持し、町政に携わっていきたいというふうに考えております。

具体的に政策を進めていく上では、「子ども・子育てを全力応援！ 高齢者、障がい者にやさしい福祉のまちづくり」「地元でがんばる人を徹底支援 雇用創出、若者の移住・定住促進でなかとんべつを元気に」という考え方を基本に、第7期総合計画を基本に据えつつ、さらに重点化すべき3つの柱として「子ども・子育て支援」「福祉のまちづくり」「地域経済再生」に取り組んでまいります。

私たちが暮らす中頓別は、すばらしい自然環境に恵まれ、未来を担う子供たちを育てる力を蓄えた豊かなふるさとであります。人口減少問題という厳しい課題に立ち向かっていかなければなりません。この豊かさの持つ未来への可能性を信じ、町民の皆さんと心を

一つにまちづくりを進めてまいりますので、さらなる町政へのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、安倍内閣の経済政策、いわゆるアベノミクスの推進により、全国的には有効求人倍率が22年ぶりの高水準となり、大企業の経常利益は過去最高水準になるなど、東京を中心に経済の好循環の環は広がりを見せております。

一方、地方では円安や消費税増税などが影響し、景気の回復はほど遠い状況にあり、大都市圏と地方の経済成長には大きな格差が生じつつあります。

また、我が国は、2008年をピークとして少子高齢化を伴う人口減少時代へ突入し、地方における産業振興・景気回復の大きな足かせとなっております。

現政権の最重要課題である地方創生は、経済規模の縮小や住民の生活水準の低下など、まさに人口減少社会の抱える諸課題の克服にあり、地方の自律的な発展と持続可能な社会の形成が求められております。

北海道全体の傾向として、本町を含むほとんどの市町村で人口減少傾向が続いていることから、国家的な取り組みとなっているこの機会に、中頓別町版「地方総合戦略」と「第7期総合計画」の連動を図り、諸施策を着実かつ持続的に実行することで、自治体消滅への道を克服してまいりたいと存じます。

あわせて、これから厳しさを増すと予想される行財政運営についても不断の改革を怠ることなく、住民参加と情報公開を基本に自治基本条例と総合計画を基本に据え、職員の意識改革、スキルアップにも積極的に取り組んでまいります。

以下、本年度実施しようとする重点的な施策について申し述べてまいります。

1 点目、環境の保全と創造。

<環境にやさしいくらしづくり>

町民にとって我が町の誇りは何といたっても「豊かな自然環境」であり、これを次代を担う子供たちに確実に引き継いでいくためには、地域住民を初め関係団体との連携協力による地道で継続的な施策に着実に取り組んでいく必要があります。

河川環境の保全対策や身近な生活環境を快適に保っていく上での地球温暖化対策・省エネ対策や環境衛生対策等は大変重要であり、特に、自然環境を活用した「新エネルギー」の導入のあり方と省エネ対策に関して改めて検討してまいります。

ごみの減量化とリサイクルの推進については、一般廃棄物処理基本計画の見直しを進め、町民の負担軽減を図りながらさらなるリサイクルの取り組みを進めてまいります。

近年、エゾシカの増加による交通事故や農林業被害の増加、アライグマ等の外来生物による環境への悪影響が危惧されていることから、有害鳥獣の駆除体制の確立を図るため、昨年度に引き続き銃器免許取得希望者に対する支援を実施し、高齢化・減少傾向にある狩猟者の新たな担い手の確保に努めます。

また、平成26年度に整備した有害鳥獣等処理施設を有効に活用していくため、狩猟者や委託先との連携を密にし、施設の運営を進めてまいります。

2 点目、産業振興・地域経済の活性化と社会資本の整備。

＜農林業を基本に据えた活力ある産業の創造＞

本町の基幹産業である酪農業の情勢は、経営者の高齢化や後継者・配偶者・労働力不足等を理由にした離農による農家戸数の減少に歯どめがかからず、全国的にも生乳出荷戸数が減少している状況にあります。

また、円安等の影響から燃料や飼料等の生産資材は高騰傾向が続いていることやTPP協定交渉において重要5品目の関税が撤廃された場合には、酪農業の前途は極めて厳しい状況になることが予想されます。

一方、出荷戸数の減少により、国内では慢性的な生乳不足の傾向にあることから、近年は生産調整の心配もなく、乳価は比較的高値で推移している状況にあります。このような状況から、生産意欲の向上を図り、酪農家個々の経営の安定化・生活力の向上を図ることが、地域経済に対して好影響を与えることや次代を担う青年層の経営者や後継者の確保・育成が重要となっていることから、飼養管理施設等の整備の推進を図ってまいります。

また、自然環境に恵まれた土地資源の有効活用を図り、良質な粗飼料を確保するため、本年度より畜産担い手育成総合整備事業による草地整備改良事業を実施するとともに、町営牧場の草地更新事業についても計画的に実施し、農業者の労働量の軽減と経営の安定化に寄与するため、関係機関と連携して運営を進めてまいります。

国では、意欲のある担い手農家へ農地の集積を進めるため、農地中間管理事業を本格化するとともに、経営所得安定対策などの施策を講じておりますが、本町としても地域の実情を勘案した上で必要となる事業を実施してまいります。

特に、耕作放棄地の発生防止と地域の共同取り組み活動を推進する中山間地域等直接支払制度交付金事業を継続して行うとともに、集落の多面的機能の維持・増進を図るため、本年度より多面的機能支払交付金事業を実施し、農地の有効利用を図り、土地基盤に立脚した農業経営を推進してまいります。

本町の酪農業は、コントラクター利用組合やTMRセンター、堆肥センター等の共同利用組織の確立により、土地資源を有効に活用した良質粗飼料の確保と生産コストの低減による経営体質の合理化を進めてまいりました。今後も各組織の充実が図られるとともに、酪農ヘルパー制度の維持等、農業者の経営の安定化と生活の向上に対する支援を継続してまいります。

農家戸数が減少傾向にある中、町農業担い手育成センターが平成22年度から本格的に推進している酪農研修制度の実施により、2組の新規参入者が本町で酪農経営を開始いたしました。今後も第三者継承事業を軸とした新規参入希望者の誘致と、農家子弟の後継者や地域農業の担い手の育成・確保に向けた取り組みについて、農業関係機関と連携を図り推進してまいります。

また、魅力ある農業・農村づくりを目指し、昨年設置した『牛乳等地域の生産物を活用した六次産業化推進検討会』において、地域資源の有効活用を図るための検討・協議を引

き続き進めてまいります。

森林・林業を取り巻く情勢は、依然として厳しい状況ではありますが、木質バイオガスを利用した発電施設の整備計画が進められるなど、徐々にではありますが、需要が広がり始めている状況にあります。森林は、環境保全や水資源の涵養等多面的な機能を有しており、計画的な整備が必要であります。

このため、町有林の計画的な施業や民有林の無立木地の解消、育林への支援を継続するとともに、経営コストの低減を図るため、今後も計画的な林道や作業道の整備に努めてまいります。

さらには、森林整備の担い手である森林作業員の就労の通年化を支援するとともに、平成24年度から森林所有者の届け出が義務化されていることから、森林所有者の把握に努め、適切な施業の助言や情報を提供し、森林の集約化・作業の効率化を進めてまいります。

商工の振興においては、国内の経済状況に好転の兆しが見られるものの、本町においてはいまだ実感することができず、町内商工業者は大変厳しい状況にあります。

町商工会では、昨年度の総会において、新たなマスタープランを策定し、秋には町民の買い物の実態に関するアンケート調査を実施するなど、積極的に対応しており、町としても町内における購買力の向上を図る上で「プレミアム商品券発行」事業や後継者対策としての第三者継承への対応を具体的に取り進めてまいります。また、従前どおり中小企業振興資金融資事業等を継続してまいります。

観光の振興では、この間、中頓別鍾乳洞を核としながら関係団体のご協力をいただき各種事業に取り組んできましたが、依然として観光入り込み客数の減少に歯どめをかけるに至っていないことから、抜本的な見直しを図るべく「町観光振興計画（仮称）」の策定について検討するとともに、懸案となっている敏音知地区観光関連施設の有効な運営のあり方についても、より具体的な検討を進めてまいります。

また、平成18年度より取り組んできた「移住定住」促進事業について、今までにないPR用映像DVDの作成や「北海道暮らしフェア」でのPRに積極的に取り組み、一組でも多くの方々に中頓別町での暮らしを体験していただけるよう取り組んでまいります。

＜快適に暮らすことができる生活環境の整備＞

平成元年に天北線が廃止となり、地域住民の足は天北線代替輸送バスにより確保されましたが、利用者の減少や燃料の高騰などにより関係自治体の経費負担が増加し、各自治体とも関連基金の残存率が6割を切る状況となりました。このため、今後の地域生活交通のあり方やその確保について2カ年にわたり国庫補助を受け調査を実施し、一定の方向性が示されることになったことから、その内容を地域住民に十分説明し、本町としての最終的な考えを取りまとめてまいります。

町民が安全に安心して快適に暮らすことができる生活環境をつくるため、本年度も町道の整備を初め、老朽化が進んできている橋梁、町営住宅、水道施設の修繕や改善を実施してまいります。

また、今後不足することが予想される住宅事情を踏まえ、雇用の確保と定住を促進していくため、賃貸住宅の整備を推進してまいります。

3点目、保健医療福祉の充実と安全安心な暮らしの保障についてであります。

<誰もが健康で安心して暮ることができる保健・医療・福祉の充実>

本町の高齢化率は、平成26年度において36%、平成29年度においては39%を超えると予測しております。さらに、高齢者人口の21%が要介護（支援）認定者であり、介護や医療の需要はさらに増加し、高齢者の生活を支える仕組みづくりが重要課題であります。

ひとり暮らし、高齢者世帯の増加に伴い、できる限り住みなれた地域で、自分らしい生活が営むことができるよう、保健・医療・福祉の連携を密にした施策を進めていく必要があります。

平成26年度に策定した、「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい福祉計画」、「子ども子育て支援事業計画」の基本理念を踏まえ、地域住民のニーズをきめ細やかに把握し、各種計画を推進してまいります。

地域福祉では、地域での居住安定に係る施策として、高齢者、障がい者の権利擁護を推進するため、本年度中に権利擁護推進のための体制を整備し、成年後見制度の活用や地域での見守り体制のさらなる充実を図ってまいります。

また、引き続き、高齢者福祉の充実を図るため、後期高齢者見舞金、福祉ハイヤー、病院患者輸送、温泉入浴助成等の事業を継続しつつ、特に、高齢者等の除雪サービスについては、新たな仕組みを検討するとともに、町独自の事業の点検、見直しを図りつつ継続してまいります。

障がい福祉では、障がい者及び障がい児（知的・身体・精神・難病）が基本的人権を享有し、個人の尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を営むことができるよう、ニーズをきめ細やかに把握し、地域自立支援協議会を核とした施策の推進とともに、相談支援事業所すまいると連携し、障がいサービスの充実を図ってまいります。

介護保険では、地域包括支援センターを核とし、地域包括ケアシステムの推進主体として、介護予防支援、総合相談支援、地域ケア会議の体制整備等を通じて、幅広く地域での役割を担うため機能強化を図ってまいります。

また、平成29年度までに、現行の地域支援事業から新たな仕組みとして「介護予防・日常生活支援総合事業」に速やかに移行できるよう検討してまいります。

昨年度から実施設計に入った、特別養護老人ホーム増改修事業について、引き続き町として支援してまいりたいと考えております。

保健予防では、第2次「健康なかとんべつ21」を策定し、健康寿命の延伸と健康格差の解消を目指し、生活習慣病の予防、栄養・食生活、運動、歯・口腔の健康などの取り組みを進めてまいります。個別の課題解決のために家庭訪問、個別相談の充実を図るとともに、健康づくりセミナーなど町民が健康を学ぶ機会を設け、町民の健康づくり活動をより

積極的に支援してまいります。

がん検診は継続して実施してまいります。

本年度は、「がん検診推進事業」、「働く世代の女性のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」に取り組み、重点的に大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診の普及啓発に努めてまいります。

国民健康保険では、本年度策定した「国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき保健事業を展開してまいります。

本町の医療費は、被保険者が減少傾向にあるにもかかわらず、高齢者の増加や医療技術の高度化などにより、1人当たりの医療費が増加傾向にありますので、特定健診・保健指導など被保険者の健康増進、糖尿病等の発症や重症化予防に取り組みことで、脳血管疾患・虚血性疾患・糖尿病性腎症の発症を減らすとともに、レセプト点検や医療費通知の実施、ジェネリック医薬品の普及啓発など総合的な対策を講じて、医療費の伸びを抑え安定的で持続可能な国民健康保険事業の運営を進めてまいります。

国民健康保険病院につきましては、昨年度から半年間だけ医師2名体制が確立できましたが、継続的に常勤医師2名体制が確立できるよう積極的に取り組むとともに、応援医師による診療科の拡充に向けた取り組みも進めてまいります。

また、医療技術者の充足を図るための看護師住宅の建設や安心した医療の提供が受けられるよう老朽化した発電機や医療機器等の更新に着手いたします。

介護保険法等の一部改正により在宅介護と医療の連携が求められ、本年度より訪問看護を実施していくとともに、院内にリハビリテーション室の増設を図り、院内リハビリ、訪問リハビリの医療サービスが提供できるよう体制を構築してまいります。

<安全な町民生活を支える体制、対策の確立>

町民の高い意識と関係団体の連携協力により交通事故、犯罪や火災などの発生がとてもしない安全安心なまちづくりが推進されてきましたが、不幸にも昨年5月、悲惨な交通事故が松音知地区で発生し、2名のとうとい命が失われました。

町民の皆様が交通事故の犠牲者とならないために、地域生活安全協会や関係機関と連携して、交通安全運動の啓発活動により一層取り組んでまいります。

また、本町においても「特殊詐欺」まがいの事案等が発生しており、子供やお年寄りを中心とした町民が、犯罪に巻き込まれないよう、警察などの関係機関と連携して、より一層防犯活動に取り組んでまいります。

本町は、高齢者世帯、独居老人世帯などの災害時要援護者とみなされる世帯が年々増加していることから、火災のない住みよい安心・安全なまちづくりのため、本年度も、防火講習、防火査察を積極的に実施し、火災発生未然防止、防火意識の高揚と予防啓発活動に努めてまいります。

今日の救急業務は、町民の生活習慣の変化に伴い疾病構造が多様化する中で、救命率向上という時代のニーズに応じて救命処置の範囲が拡大され、救急救命士はもとより一般救

急隊員も以前にも増してより専門的な知識と高度な技術が求められていることから、本年度は救急隊員の資格者を養成するとともに、新たに救急救命士に「心肺停止前の重度傷病者に対する点滴」、「低血糖発作の傷病者に対するブドウ糖溶液の投与」等を行う拡大処置特定2行為資格者を養成し、救急救命体制の確立を一層推進してまいります。

また、救命率向上の鍵は、地域住民の方々による応急手当てが不可欠であることから、引き続き救急講習会を随時開催し、町内15カ所に設置されているAED（自動体外式除細動器）の使用方法など応急手当ての普及啓発活動に努めてまいります。

消防施設整備につきましては、基本設計から4年目を迎えた消防救急デジタル無線整備を年度内に完了させ、災害に迅速に対応するべく情報網の構築を図るとともに、敏音知地区に配備しております老朽化した小型動力消防ポンプを最新の給水システムを搭載したものに更新し、安心した町民生活を支える体制の充実に努めてまいります。

東日本大震災から4年を迎え、地域防災の重要性が一層増しております。

昨年8月に礼文町で集中豪雨による土砂災害で犠牲者が出たことは記憶に新しく、改めて、防災、減災対策が求められております。このため、災害対策基本法を初めとした災害関連法の改正に伴う地域防災計画の見直しのほか、本年度も警察、消防など、関係機関と連携を図り、防災訓練を実施してまいります。

また、防災、減災対策は、行政のみでなし得るものではないことを認識し、自助・共助・公助による連携を合い言葉に住民への啓発活動に努めてまいります。

4点目、子育て支援、教育の充実にあります。

<健やかでこころ豊かな子どもを育てる環境づくり>

子ども・子育て支援法により、地方版「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実に理念に掲げ、保健福祉課、教育委員会、こども園と連携を強化し、計画の推進をしてまいります。

妊産婦、乳幼児期からの切れ目のない支援を行い、全ての子供の健やかな成長を応援していきたいと思っております。

また、高校生までを対象とした子供医療費の無料化を継続しつつ、現行の償還払い（窓口へ領収書を添えて申請）から、現物給付（医療機関等へ現金払いをしない）実現のため、関係各医療機関等の協力を得ながら、疾病の早期診断と治療を促進するとともに、保護者の負担軽減に努めてまいります。

不妊治療費助成事業を開始したいと考えております。高額な医療費を要する不妊治療費の一部を助成することで、妊娠を望むご夫婦の経済的な負担を軽減し、新たな命の育みを応援してまいりたいと考えております。

子供一人一人が将来においてその可能性を开花させ、みずからの人生を幸福に過ごすことができるよう、社会で自立していくために必要となる基礎的な力を身につけさせることが大切であります。

これからの社会を担う子供たちが、個性や能力を最大限に発揮しながら、自立した人間として生きていけるよう、基礎的な資質・能力を十分に身につけさせるとともに、社会の変化に対応した実践的な力を育成するため、学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を果たしながら、学校が地域の特性を生かし特色のある教育活動や体験活動などを通して、創意と工夫を凝らした教育活動が実践できるよう学びの環境づくりに努めてまいります。

また、改正地方教育行政法に基づき、教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、総合教育会議の開催、教育行政大綱の策定に向け、今後とも教育委員会とさらなる連携に努めてまいります。

建築から47年を迎える中頓別中学校の校舎は耐震性に問題があり、耐力度調査を実施し、今後の改築の方向性を検討してまいりたいと思います。

<生きがいとまちづくりを支える社会教育の推進>

町民一人一人が心豊かで潤いのある生活を送るためには、生涯にわたって、自主的に学び、自分自身を育てていくことが大切です。

自然や文化、伝統など、地域の特色を生かした学びの場、主体的に行うサークル活動、子供から高齢者までスポーツを通じた心身の健康づくり、心豊かな地域社会を目指す芸術・文化活動など、あらゆる機会を通じて参加できるよう教育委員会と十分連携を図ってまいります。

5点目、町民主役の町政運営についてであります。

<情報の共有化と町民参加によるまちづくりの推進>

町民の暮らしに密着した情報や町の魅力を発信するために、ホームページや広報紙の充実は欠かせません。ホームページへの迅速で豊富な情報掲載で発信力を高めるとともに、積極的な情報公開を目指し、より読まれる広報紙づくりに努めてまいります。

広聴活動では、町長と町民の直接対話の場を設け、町民ニーズの吸い上げと政策反映に生かしていきたいと考えております。

また、自治会活動の活性化や高齢者の見守り活動等を行う集落支援員を本年度も小頓別地区に配置してまいります。

<創造的な自治体改革の推進>

自治体財政の健全度を示す財政健全化判断基準の一つである実質公債費比率（3カ年平均）は、平成25年度決算において、前年度の15.8%から12.4%まで引き下げることができました。

平成25年度単年度比率では7.3%となり、平成26年度財政健全化比率、実質公債費比率でありますけれども、8.4%（単年度比率5.1%）となる見通しで、より一層の健全化を目指し、身の丈に合った財政運営を進めてまいります。

また、本町は、自主財源が極めて乏しく、地方交付税に依存せざるを得ない財政運営を余儀なくされており、地方財政計画に基づく交付税額の減少が見込まれることから、最少の経費で最大の効果が得られるよう予算の執行に努めてまいります。

今後の行政運営における大きな課題の一つに公共施設等の老朽化問題があることから、町有施設について、長期的な視点を持って、更新・修繕・長寿命化等に向けての基本更新を示す「公共施設等総合管理計画」（仮称）を平成28年度末までに策定する必要があります。その前提として、本年度は、固定資産台帳の整備に着手してまいります。

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として国が進めている社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度については、本年10月から、町民一人一人に個人番号が付され、平成28年1月から、社会保障・税・災害対策などの行政手続で利用が始まります。

マイナンバー制度の導入により、地方公共団体は、個人番号の指定や情報ネットワークシステムを使用した情報連携など重要な業務を行うこととなります。

このため、町としては、国から示されたスケジュールに基づき、システム整備、条例の制定や改正などの事務を的確に進めるとともに、町民の皆様に十分理解していただけるよう、広報紙やホームページなどで積極的な周知を図ってまいります。

昨年5月の地方公務員法の改正により、客観性、透明性の高い人事評価制度が法律上の制度として導入され、平成28年4月1日から施行される運びです。

人事評価制度は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び上げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った職員の育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげることを目的としております。このため、本年度は、人事評価制度を適正かつ円滑に運用していくための評価者研修を実施するなど、来年度からの本格運用に向けて制度の構築に取り組んでまいります。

地方分権改革の進展に伴い、行政の決定権の多くが国や道から地方公共団体に移管され、自治の責任分野が拡大しつつあります。

権限移譲による地域により密着した質の高い行政サービスの展開とあわせて、第7期総合計画に記載された多様な施策を着実に実行していくため、限られた財源と職員のマンパワーが最大限生かされる効率的な行財政システムづくりが急務であり、職員の資質向上と能力開発に向けた全庁的な取り組みが求められております。

職員は、みずからの役割と存在意義を見詰め直し、それぞれの役割を的確に果たすよう意識改革に努め、行政のプロとして分権型社会に即応した行政実務能力を高めていく必要があります。行政組織における人材の育成が今後の町政発展にかかせぬ重要な要素であることを職員一人一人が自覚し、職員研修に積極的に取り組むとともに、活気ある職場づくりを推進してまいります。

最後に、地方創生に向けた取り組みについて申し上げます。

国は、昨年11月、我が国が世界に先駆けて人口減少と超高齢化社会を迎えていることを踏まえ、国と地方が総力を挙げてこれを打開し将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、地方創生の理念を定めた「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、都道府

県はもとより市町村においても「地方版総合戦略」の策定を本年度中に求めております。

冒頭にも申し上げましたが、本町においても第7期町総合計画との連動を図りながら、できるだけ早期に「中頓別町総合戦略」の策定に取り組んでまいります。

以上、平成27年度の基本的、重点的な施政方針を申し上げました。

町民の皆様並びに町議会議員各位のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、町政執行方針といたします。

以上です。

○議長（村山義明君） これにて平成27年度町政執行方針は終了しました。

ここで休憩をとりたいと思います。議場時計で11時20分まで休憩といたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎一般質問

○議長（村山義明君） 日程第10、一般質問を行います。

本定例会では7名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受け付け番号1、議席番号5番、細谷さん。

○5番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受け付け番号1番、議席番号5番、細谷でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、順に町政一般について質問させていただきます。

私からは、きょうは町政執行方針についてと後継者対策と人口減少問題について2点ほど質問させていただきます。町政のかじ取り役も小林新町長になりましたので、行政側の誠意あるご答弁をよろしく願いいたします。

それでは、1点目の質問の町政執行方針について伺いをいたします。町政執行方針で町政に臨む基本姿勢を述べられているが、財政の健全化、医療、福祉、住宅、除雪対策など多くの懸案事項や第7期中頓別町総合計画掲載事業の推進など、町が抱えている課題は引き続き山積している。新たな中頓別町を創造するために、政策の優先度など平成27年度の事業展開にどのように取り組むのか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

第7期中頓別町総合計画を基本に、今年度はまず人口減少対策を含む中頓別町版地方総合戦略の策定を最重点に取り組んでいきたいというふうに考えており、あわせて中長期的な行財政運営に関する新たな計画づくりにも取り組んでいきたいというふうに考えており

ます。その中で、平成27年度につきましては、既に準備されてきた事業を中心に生活基盤整備として道路整備、橋梁、水道施設の修繕、町営住宅の改善や民間賃貸住宅建設促進、地域経済再生では農林業商工業を問わず、後継者、第三者継承を含む対策支援の充実、地産地消の取り組みや林道整備事業、狩猟者育成、確保、また町民の命と健康を守るための施策として医師の複数配置や看護師の確保、訪問看護サービスの取り組みや不妊治療支援などに取り組んでいきたいというふうに考えております。また、新たな教育委員会制度がスタートすることから、教育関係者とも積極的に議論を重ねて大綱の策定に取り組んでいくほか、子ども・子育て支援、教育、保育の充実に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、町長の27年度の事業展開の取り組み方のご答弁を伺いまして、何点か再質問させていただきます。

1点目は、私は町民が町政に一番強く望んでいるのは雪の対策と考えます。毎年の除排雪による問題点や苦情内容を分析し、町民の理解と参加を要請しつつも、快適な冬期間の生活環境が確保できるよう、一層の雪対策を強化すべきことと、さらに高齢者や体の不自由な方にとってはスノーダンプやスコップでの作業は本当に過酷な重労働であり、高所での雪おろしでの転倒や凍結した雪道での転倒の危険性など、いろいろな危険があります。また、車椅子をご利用になる方が、玄関から道路まで圧雪になっていたり、外出や通院に大変なご難儀をされている事例も多いことを踏まえ、今後一層の雪対策を強化すべきと考えるが、町長の見解を伺います。

2点目は、町長は町政執行方針で防災、減災対策は行政のみでなし得るものではないと認識し、自助、共助、公助による連帯を合い言葉に住民への啓発活動に努めてまいりますと書かれておりました。私は、災害時に地域の安全、安心を守るのは地元の建設会社であり、中頓別町において中頓別建設協会の役割は重要であると思います。近年自然災害により毎年のように多くの人命や財産が失われています。地球温暖化などの影響により従来の想定を超えるような災害が発生していますし、高齢化、人口減少により地域の防災力はますます弱まっています。このように自然環境、社会環境が大きく変化する中で、それぞれの地域に技術力とマンパワーを持ち、災害時に素早く対応できる建設機械などを備えた建設会社が存続する環境が重要であると思います。災害が発生した場合、地元の建設会社は地域の土地の位置や地形、自然、気候、風土を熟知し、また建設機械、資材などを持っているため、迅速に、かつ的確に応急復旧などを行い、地域住民の安全、安心を守るために欠かすことのできない大きな社会的役割を担っていると思います。しかし、近年建設企業における公共事業の著しい減少により、地域の建設業の経営状況が非常に厳しいものとなっています。必死に経営改善を続けている地元建設会社がみずから保有する建設機械を手放すようなことはあってはならないし、今後さらに公共投資のさらなる減少となると、地域で頼りにされていた建設会社が続々と倒産に追い込まれ、地域社会に大きな影響が生じ

る懸念も考えられる。私は、地元建設業者が災害やいろいろな面で十分な力を発揮できるように、今後建設業の発注工事の増大と作業員の雇用の関係から、早期発注が必要と考えます。また、林道整備事業については、森林管理道弥生線が平成28年度で工事完成の予定ですが、平成29年度からの継続林道工事として新規林道工事の計画があるのか伺います。

最後は、狩猟者育成、確保について伺います。北海道のエゾシカは、明治の初めに乱獲や大雪などの影響で一時は絶滅寸前になりましたが、その後の保護政策などにより、ここ30年ほどでその数は急増、平成25年度の推定生育数は全道で全体で約56万頭となっています。北海道では、ふえ過ぎたエゾシカにより畑が荒らされるなどの深刻な農業被害が出ておりますし、樹皮や希少植物を食べてしまうなど、自然環境にも悪影響を与えています。また、自動車や列車との衝突事故也多発しており、私たちの暮らしにさまざまな影響をもたらしています。全道に広がるこうした問題を解決するには、ふえ過ぎたエゾシカを捕獲して数を適正な水準で維持管理していくことが必要で、町でも有害鳥獣対策事業として農林業被害に対する駆除後継者育成のため、猟銃免許取得に要する経費の一部に対し助成を行っておりますが、平成24年度から現在までに本制度による取得者は1名であります。そこで、伺います。平成26年第2回定例会で星川議員の一般質問に行政側より、今後も性別にこだわらず、農業、林業関係者はもとより、広く本体制の周知を図り、狩猟免許取得者の掘り起こしを進めたいと述べられておりましたが、現在に至るまで行政としてどのような周知を図り、掘り起こしを進めてきたのか。

この3点をお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 再質問についてご答弁を申し上げたいと思います。

まず、雪の対策につきましては、かねがね本議会におきましても議論になってきたところだというふうに認識をしております。社会福祉協議会に委託をして進めてきている除雪対策につきましても、玄関先は可能でもそれ以外のところで難しいというようなところがあって、予算の制約も含めてなかなか行き届いていなかったというような実態があるというふうには認識をしております。これも全て行政がというわけにはなかなかいかないところがありますけれども、まず今年度におきましてはそのあたりの対応についてしっかり検討して、さらにきめ細かな対応ができるようにしていきたいというふうに思っております。あわせてでありますけれども、今後地域福祉に関する対策についての強化を図っていく、その中でも除雪を地域のコミュニティーの中でどれだけ助け合っていけるかというようなことについても模索をしていかなければいけないかなというふうに考えております。いずれにいたしましても、町としてはこの豪雪地帯に暮らす高齢者や障がい者の方がそのことによって生活することが困難と感ずることがないような対策を講じていく必要があると、そういう認識に立って従前の対応について見直しを図ってまいりたいというふうに思います。

それと、2点目の防災、減災対策の一環としての建設業というか、公共事業の拡大というか、そういうご質問であったのかなというふうに思います。公共事業につきましては、従前地域の社会資本の整備ということ、それから地域経済に対する効果というようなことを含めて取り組んできておりまして、これまで一定のそういう基盤整備が進んできているという認識には立っております。ただ、改めて見ていくと、これからさらなる農業の振興あるいは林業の振興を図っていく上で、大規模なというものにはならないかもしれませんが、一定の基盤整備、再整備というものが必要なのではないかと感じております。また、これから長寿園の改修を含めて町の中でも一定の施設整備なども取り組んでいかなければならない課題というふうになっています。問題は、こういった事業等ができるだけ多く地元で受注をしていただく、そういう関係がつかれるかどうかではないかというふうに考えています。そのあたりを模索しながら、財政の健全な運営とあわせて一定の基盤整備という事業については取り組んでいかなければならないというふうに、先ほどお話にありました林道に関しても今新規路線について検討している段階でありまして、まだ確定はしておりませんが、新たな林道網も整備を進めていく方向で今検討しております。このほか、町道、橋梁等の計画的な事業執行を進めていく中で、それらが適切に地元建設業等とうまくマッチングできるように取り進められればいいのではないかなというふうに思っています。おっしゃるとおり、地域の皆さんが安全、安心に生活していく上で、地域の中にそういった技術者が一定数いないとならないというふうな認識は私も持っておりますので、今申し上げましたような趣旨でこれからも地域における基盤整備等についてしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

3点目の狩猟の関係につきましては、26年度の経過ということでもありますので、産業建設課の平中参事のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） それでは、狩猟免許の取得の関係でございますが、議員おっしゃるとおり、今までに狩猟免許の取得の支援事業の中で取得されている方は1名だけということでもあります。昨年もお質問がありまして、広報等で周知をしていきたいということでお話をさせていただいておりますが、昨年度につきましても広報と旬報、狩猟免許の試験日ですとか猟銃の取得の試験日等の日程の報告をする中で、特に旬報等を使って住民の方には周知をさせていただいているというところでもあります。ホームページにつきましても一部で載せてはいるのですけれども、なかなか目立たない形でありますので、ホームページについてはもうちょっと改良の余地があるのかなというふうに思っております。また、旬報等の文章物での周知だけではなくて、青年農業者の方ですとか、あと森林の作業員の方ですとか、そういう集まりですとか、何かあった際には必ず狩猟免許の取得についてお声をかけさせていただいております。興味のある方はいらっしゃるのですけれども、試験日と都合が合わないだとかということで進んでいない状況にはありますが、そういう対象になるような方に今後も声をかけていながら、一人でも多く狩猟者の確保を

進めていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、再々質問では狩猟者育成確保についてもう一度再質問させていただきます。

私は、中頓別町において今後狩猟者の減少と高齢化が続けば、近い将来は狩猟者がほとんどいなくなってしまう、有害鳥獣の捕獲のモニタリングのための情報収集など、狩猟者が果たしてきたさまざまな公益的な役目を担うことができなくなる可能性があると思います。野生鳥獣管理を進める上で深刻な行政課題と考え、早急に狩猟者の担い手育成が必要であると思います。ちなみに、北海道猟友会南宗谷支部、4支部あるのですけれども、全会員は43名です。そのうち平均年齢は60歳です。ちなみに、中頓別支部は6名で、私が一番若くて57歳です。あとは70代、80代、平均年齢でいくと73歳です。私は、今後農業、林業関係者に周知するのもよいが、自治体職員やそのOBに狩猟免許取得の要請を図ったり、さらに狩猟者取得の助成金やエゾシカ報償金などの増額を図るなどして、エゾシカ処理施設はできたが、将来ハンターが不足にならないためにも早急に対策を講じる必要があると思いますが、町長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 狩猟の免許を取得される方の対象をもっと広げてという点につきましては、先ほど平中参事のほうから若干触れておりましたけれども、担当課のほうでもいろんなところに声をかけたりしながら模索をしていて、その中で職員の中でも興味を持っているという方も実際にはいるということでもあります。ただ、いろんな問題もあって、なかなか実際に手を挙げて取り組むには至っていないということでもあります。いずれにしても、狩猟者の確保というのは重要な課題という認識を持っております。現行の育成、確保の仕組みで不足なのかどうかというところは、ちょっと今申し上げにくいところではありますが、今の制度を最大限まで生かして、新たな狩猟者を確保できるということを目指していきたいというふうに思いますし、その中で具体的に何か今言った助成制度を含めた隘路があるのであれば、そういったものを拡充していくことも検討していかなければならないと思いますけれども、いずれにいたしましてもまず現行制度のもとでさらに努力を重ねて確保を図るということに取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、再々質問も終わりましたので、最後に、このごろ頻繁に熊出没という新聞記事が目につきます。町民生活の安全、安心を図るべく、新規参入する狩猟者を調査し、その実態と狩猟に対する意識の分析を行い、既存の政策の評価と新たに必要となる政策を検討していただきたいとのことで、よろしく願いいたします。

それでは、2点目の質問に移りたいと思います。2点目の質問は、後継者対策と人口減少問題についてお伺いをいたします。町の振興策として若者の定住環境づくりは最も重要なことであり、農業、商業後継者の育成と定着は大きな課題である。雇用の場がなければ

50代、60代の定着も難しくなってくる。人口減少を食いとめるために雇用創出を考える必要があると思うが、町長の考えは。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

雇用創出は、当町にとって大変重要な課題であることは十分認識しているところでありますが、打開策がそう簡単ではないというのも現実であります。町としては、まずは官民間問わずに現状の雇用の場を維持することを基本とし、新たな支援策の創設を含めた対策を講じていきたいと考えております。その上で、公的な対応としては移住支援を強化し、地域おこし協力隊の新たな分野での活用や集落支援員の全町的な活用なども図っていききたいというふうに考えております。雇用創出のための基盤づくりとして、住宅の確保、若い世代の家賃対策、地域の子ども・子育て支援の充実や妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援等の若い世代への対策を図るなど、まずは今できることを確実にやっていくことが将来的な人口減少対策につながるというふうに考えております。新たな雇用創出に向けては、地域資源の活用を基本に据えて、まずは第1次産業である農林業へのでこ入れを図って、関連する雇用機会の拡大につなげ、農林産物を生かした商品開発など、そこから派生する取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、再質問させていただきます。

再質問では若者の定住対策と農業後継者問題について伺います。まず初めに、若者の定住対策について伺います。中頓別町では若者の定住が少なく、少子高齢化が進み、人口減少による地域活力の減退があらわれてきており、今後活力の減退傾向はますます進むと考えられます。構造的なマイナス閉鎖を断ち切るためには、次世代を担う若者の定住を促進し、町の生産年齢人口を維持拡大し、地域経済の活性化を構築することが必要であると思えます。私は、次世代を担う若者の視点に立ち、若者が求める定住の魅力あるまちづくりとは何かを再度原点に戻り、徹底的に追求、検討し、町が活力に満ちあふれ、若者が住みやすく、住んでみたくなる環境づくり対策の実施が不可欠であると考えます。さらに、若者にとって魅力的な町として、愛着を持ち、住み続けたいという定着化推進対策を若者参加型で策定し、展開し、生産年齢人口の維持拡大を図り、地域経済の活性化により豊かで活力が満ちあふれた元気なまちづくりが必要であると考えます。そこで、町長に伺います。町長は、本町の若者に何を求め、期待しておられるのか。また、本町に若者が住み続けたい定住政策を今後どのように取り組まれる考えがあるのか伺います。

次に、農業後継者問題について伺います。人口の高齢化によって農業従事者も高齢化し、後継者がいないので、農家は自分の代で終わりだといった話をよく聞きます。後継者のいる、いないは基本的には個人の問題ではありますが、基幹産業である農業だけに、見逃すことはできない問題であると考えます。本町の実態として、現在専業農家は何戸あり、うち後継者のいる数といない数はどのような状況になっているのか伺います。

また、行政の対応であります、後継者の問題は私的な問題でありますから、農家のお子さんにあなたは農業をなさいと云うわけにはいきません。しかし、基幹産業である農業後継者を確保するには、行政として何か打つ手を考える必要があると私は思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、若者の定住対策についてでありますけれども、細谷議員がおっしゃるように、この地域の将来への持続を考えていったときに、若者がこの町に魅力を感じて住み続けていただくと、この地域の中で家庭を持ち、子供を産み育てていく、そういう若い人が一人でも多く帰ってくる、あるいはやってきてくれるということが大変重要だというふうに思っています。そういう面で、そういう若者たちに魅力のある雇用の場を確保していくということが非常に大事なのだというふうに考えておりました、そういったことをしっかり焦点に据えた対策が必要であるというふうに考えています。

その中で、ご質問は私が若者に何を求め、期待するかと、非常に抽象的な答えにくい質問なのでありますけれども、基本的に私は執行方針の中でも申し上げておりますけれども、本当にこの町は自然も豊かで、人を育て、育んでいく力がある、そういう豊かさを持った町なのだというふうに思っています。そういう意味では、この町の魅力というものをぜひしっかり受けとめ、感じて、この地域の中で地域の人と一緒に住み続けたいというふうに思ってもらえる、そんなふうに考え方、生き方を持っていただければありがたいというふうに考えています。その中で定住対策にどんなふうに取り組んでいくのかということでもありますけれども、経済的な所得をかき上げするというのはなかなか容易なことではないというふうに思います。ただ、この地域で生活していく上での負担を軽くしていくことはできるのではないかとこのように思っております、そういう面では住宅や子ども・子育てに係る費用の負担、こういったものを少しでも軽減できる対策というものに取り組んでいくということと、地域の中で、先ほど申し上げましたこの地域の魅力、この地域の資源を生かして生きがいを持って働くことができる、そういう雇用を創出していくことが重要なのではないかとこのように考えています。

少々お待ちください。

（何事か呼ぶ者あり）

○町長（小林生吉君） 申しわけありません。

まず、先ほどの数字のほうですけれども、現在農家として生乳を出荷している戸数が36戸ありまして、このうち40歳以下の経営者あるいは後継者がいるところが23戸程度ということでご理解をいただきたいというふうに思います。そういう面ではいいですと、近隣の市町村と比べると本町の場合は比較的次の後継者がいるという地域であるというふうに私は認識しております。そういう面では大変ありがたいというふうに思っていますし、ぜひこういった方々がこれからも農業を継続し、地域の農業を支え、さらに振興していただける担い手になっていただけるような支援が必要だというふうに考えております。私も

農作業が忙しくなる前にぜひというお願いをして、地域の若い農業者の方とお話をさせていただく機会を持たせていただいております。その中でさまざまなご意見をいただいておりますけれども、何より皆さんが大変意欲的に将来に向けて頑張っていくという気持ちを持たれているということに大変心強く感じたところです。そういう中で、第三者継承に関する支援は一定程度、手厚くされていますけれども、親から農業を引き継いでいくような場合についてはそれらの支援に比べると格差が大きい。一方、農業をやっていく営農環境、営農施設などについてはまだまだ課題も多いというようなお話をいただきました。そういう面で、今担当のほうにも検討してもらっていますが、そういう第三者継承以外の後継者の皆さんに対する就農、あるいはもっと広げてということになると思いますけれども、施設整備に関する支援の拡充といったことを一定財源の確保を図った上で取り組んでいく必要があるかなということで、この辺についてはできるだけ早い段階で判断をして、施策としてお諮りをしていく方向に向かいたいというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、再々質問させていただきます。

私は、若い人たちには中頓別町の再生に向けて観光や農業問題にもすばらしい意見や提案、アイデアを持っている人も多くおられると思います。その新しいアイデアや意見を直接行政当局が聞いて、町の再生に役立てる必要があると考えます。私は、この町を活性化し、定住政策を展開していくに当たり、若い人たちとの座談会なりパネルディスカッションなり、そういう機会を持って直接活発な意見の交流を図る場を期待するものであります。

そこで、お聞きしますが、過去に若者と行政側との直接交流の機会を持つことがあったのでしょうか。また、ないとすれば、今後実行する意思を持っておられるのか、町長にお聞きいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げたいと思います。

まず、今のご質問の中で過去にそういう若い方たちと直接交流の場があったのかどうかということであれば、決してなかったわけではないというふうに思います。ただ、それが十分かどうかというところの評価についてはあるかと思っておりますけれども、私としてはそういった考え方をより強く持ってこれから進めていきたいというふうに考えております。先ほど農業の若い担い手の方とお話をさせていただいたということを申し上げましたけれども、近く商工会の青年部の皆さんともそういうお話をする機会を持ちたいと思っておりますし、それ以外の団体などともぜひ活発に意見を重ねる場を持っていきたいというふうに思っております。

それで、まちづくりに若者が中心となって考えていくという意味では、まちづくり推進課のほうでもこの数年、町内の青年の交流の場をつくろうという中で、取り組みの中で魅力的な中頓別町をつくっていかうというようなテーマでワークショップをやったりということがされてきたというふうに思います。さらにこういった取り組みを広げていくとともに

に、ばらばらにやるのではなくて、これらをうまく結びつけながら一つにまとめて、若者がみずから考え、発信し、そしてそれを地域の中で実現し、さらなる若者の定住や移住というものにつながるようにできればいいなというふうに心から思います。そういう気持ちを持ってぜひ積極的にそういう交流の場づくりをやっていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、再々質問も終わりましたので、最後に、私は元気なお年寄りの皆さんが頑張っているうちに一人でも多くの若者が町に定着していただきたいと思っていますし、また町のお年寄りの中には福祉も大事だが、若い人にもお金を使ってくれ、若い人がいなくなれば町がなくなると切実に訴えている人もいます。町を存続させるためには、町の後継者である若者に定着していただくことと、あるアンケート調査によれば、田舎の若者の30%は田舎に住みたいと答えているそうで、そういう若者を町に呼び込み、田舎暮らしを体験させ、若者向けの公営住宅を建築し、子育て支援を充実させ、地元や近隣の職場に通勤できるような取り組みや、また空き家を活用してシニア層を対象としたスローライフ生活ができる第二のふるさとなどの居住整備が今後必要になってくるのではないのでしょうかと私は思います。

以上で私の一般質問の全てを終わらせていただきます。

○議長（村山義明君） これで細谷さんの一般質問は終了いたしました。

保護司会の皆さんが来ていらっしゃると思いますので、ここで挨拶をいただきたいと思います。休憩をとって、挨拶をいただきたいと思います。それが終わり次第、昼食のためそのまま休憩を続けます。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

引き続き一般質問を続けます。

受け付け番号2、議席番号2番、長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 議席番号2番、長谷川でございます。午前中の細谷議員のすばらしい一般質問の後、1年生議員の私が2番目として質問させていただきます。

まず、1点目、安全な町民生活を支える体制、対策の確立についてであります。町道各路線は近年整備が進み、未舗装区間もほとんどなくなってきましたが、町政執行方針の中でも触れられており、昨年の国道275号松音知地区での死亡交通事故に見られるように、路外逸脱を防ぐための交通安全施設、防護柵や転落防止柵の不足と老朽化による機能低下が著しい危険箇所の調査、修理、修繕など、維持管理は適切になされているか。また、老朽化した橋について、建設当時と現在とでは通行する車両の規格も変更されており、補修等では対応することができないと思う。特に敏音知地区の藤山橋のように増水時に橋桁下

部が水面に接触するようでは、かけかえが必要ではないか伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

本町の町道は208路線、総延長約211キロで、交通安全施設、防護柵、転落防止柵の設置延長は約6キロメートルとなっています。交通安全施設を含めた町道の点検、維持管理については、毎年融雪後の町内パトロール等で危険箇所や修繕を要する箇所を調査し、安全に通行できるよう補修、修繕等を行ってきています。また、橋梁73橋で老朽化している橋梁については、今年度から橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的に補修等を行い、橋梁の長寿命化と安全性を高めることとしており、藤山橋についても平成29年度に補修補強工事を計画しております。今の町財政状況からかけかえは難しい状況でありますけれども、将来的にはかけかえを含めていずれかの時点で考えてまいりたいというふうに存じます。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 橋梁の老朽化は社会問題となっており、我が町の橋梁の多くも四十数年が経過しております。本年度より橋梁長寿命化修繕計画により計画的に補修が行われることにより、これから何十年橋梁としてその安全性と機能を延命できるか、お考えを伺います。

○議長（村山義明君） 山内産業建設課技術長。

○産業建設課技術長（山内 功君） お答えします。

一般的に橋梁の寿命というのは50年をめぐりにしてつくっております。しかし、先ほど議員が言ったように40年以上の橋梁が今現在大体18橋余りあります。そのほかに、全橋で73橋ありますので、それを全てかけかえという形になれば膨大な金額がかかるので、橋梁の長寿命化計画によってかけかえをしないで延命を修繕等で行っていくという計画を立てました。それで、全体的に73橋を今後40年、50年で整備するには大体80億円から90億円かかるものを長寿命化修繕計画によって大体27億円程度で修繕をして橋を長寿命化して、全部かけかえることなく橋を使っていこうと、そういう形で整備していこうと考えております。

寿命的には、それぞれの橋個々の問題もありますので、寿命が何十年で終わるかというのは、それはちょっとわからないのが本当のところだと考えています。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） この先橋梁補修、修繕等によりその機能を維持させ続けたとして、その修繕が何回できる、何年後に行うということで延命はできると思いますが、先送りした結果、将来的に莫大なかけかえ予算が生まれることになるのではないのでしょうか、伺います。

○議長（村山義明君） 山内産業建設課技術長。

○産業建設課技術長（山内 功君） 昨年国の法律で決まりまして、5年に1度の近接目

視の点検を行うということが義務づけられていますので、5年ごとに点検を行って、その橋の機能が保てるかどうかというのを見ながら、橋の修繕またはかけかえを行っていくという形になります。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 補足で若干ご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、今ほかの公共施設も全てそうなのでありますけれども、もともと設置した時期がどこも同じような時期につくっていて、ある意味日本全国でいろんな公共施設の寿命が来て、かけかえなり修繕なりが必要な状況になっているという中で、なかなか国費等の予算というのでも厳しい状況にあって、議員おっしゃるようにつくっていくことの効果というのでも十分あるわけでありまして、現実的な選択としては修繕による長寿命化を一定程度やっていかざるを得ないというような状況にあるかなというふうに思っています。ただ、その中で明らかに機能や安全性において問題があるというようなことがあれば、先ほどの藤山橋なんかについても改めて検証したいと思っておりますけれども、かけかえの必要なものについては適切にそういう措置をとっていくというふうに考えていきたいと思っておりますけれども、それにつきましてもなかなか国費等の予算を確保できにくい状況にあるというところでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 答弁ありがとうございます。今後とも町民の生活道路として安心、安全な道路整備、道路附属物の整備と維持をお願いし、1つ目の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、町民体育館の整備についてお伺いいたします。近年町民体育館の利用者数と使用料収入の推移を伺います。

現在の町民体育館では照明も暗く、冬期間の暖房設備も館内を暖めるほどの設備ではありません。町民が快適に運動することができる限られた施設として、整備が必要ではないかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 柴田教育長。

○教育長（柴田 弘君） 私から答弁させていただきます。

町民体育館の利用者数と使用料収入につきましては、過去3年間で申し上げますと、平成24年度の利用者数は3,403人、使用料収入27万6,418円、平成25年度の利用者数は4,048人、使用料収入は23万5,070円、平成26年度の利用者数は3,754人、使用料収入28万2,536円となっています。

町民体育館は、昭和41年に建設され、昭和58年に床の張りかえ、窓サッシの取りかえ、平成8年に屋根のふきかえ、平成11年に水洗化工事を行ってきております。築49年が経過しており、全体的に老朽化が著しい現状ですが、現時点では、この施設の部分的な改修等をする考えはありません。公的な体育館としての必要性は認識しておりますが、その整備には多額の費用を要しますので、老化してきている教育関連施設の今後の整備計

画とあわせてその整備方法等を検討してまいりたいと思います。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 町民の多くが健康維持とスポーツに愛好を持っております。町民体育館を利用する町民は、利用料を支払い、利用しております。その多くは、体育館の整備と備品の更新を希望しております。維持管理の費用を計上している以上、管理者として適切な管理を行う必要があります、利用者からの苦情が出る前に対処すべきと考えるが、今年度利用者からの苦情、要望等の情報はなにかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 柴田教育長。

○教育長（柴田 弘君） 利用者からの苦情等なのですけれども、私のほうには直接苦情等は来ておりません。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 利用者からの苦情、要望等がないということではありますが、実際に利用している人たちからすると、言っても改善の兆しすら見えない、見られないということになるかと思えます。利用している町民に対してのアンケートや要望等のくみ上げ等をどう考えているかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 柴田教育長。

○教育長（柴田 弘君） 多分現状の施設を見ていただければ、もう49年経過しておりますので、古いということはそれぞれ利用されている方は認識されていると思います。また、全体的に全てを直さなければ、部分的に行っても改善策が見当たらない部分もあります。先ほど1回目の答弁で申し上げましたが、教育関連施設の整備計画も含めて、この体育館については整備する優先度の高い施設として教育委員会としては捉えておりますので、その部分については今後も整備方針を立てながらやっていきたいと思えます。また、アンケート、要望等のくみ上げ等をやることも必要かと思えますが、施設そのものが老朽化しております、言われることは私どもも当然わかっておりますので、改めて要望のくみ上げというよりは、施設整備に向けて今後の方針を出していきたいということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） ありがとうございます。今後とも社会体育施設を利用する町民が快適に運動できる環境を提供していただけるよう希望し、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（村山義明君） これで長谷川さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号3、議席番号1番、佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） 議席番号1番、佐藤でございます。私から質問させていただきます。

早急なパートナー対策委員会設置を。現在町と農協が行っているパートナー対策は酪農家しか参加できないため、町の独身者であれば誰でも参加できる対策委員会を立ち上げ、

町全体でパートナー対策を進めることが人口減少に歯どめをかける政策の一つと考えますが、どのようにお考えかお伺いたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

町では昨年から、町全体でのパートナー対策を図るために、町内の青年で組織する商工会青年部、4Hクラブ、イベント協会の3団体を中心とした新たな青年交流組織、仮称でありますけれども、青年交流推進懇談会を立ち上げるための意見交換や意識を高める講演会等を開催し、近々設立準備会の開催を経て組織化を図ることとしています。今年度は、町内外の青年たちによる交流イベントの開催を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） 再質問させていただきます。

1つ目なのですが、商工会青年部、4Hクラブ、イベント協会の3団体とされていますが、農協青年部に声かけは行っていないのですか。また、団体に入っていない独身者にはどのような対応をしているのかお聞かせください。

2点目なのですが、中頓別町には独身女性もたくさんいますが、独身女性が（仮称）青年交流推進懇談会に入ることでの交流もできるかもしれないと思うのですが、どのようにお考えかお聞かせください。

3点目なのですが、町内外の青年たちによる交流イベントですが、今年度の交流イベントはどのようなことをするのか、内容をお聞かせください。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） まず、1点目の農協青年部の関係でありますけれども、今回の部分については直接農協青年部への打診というのは行ってはいません。ただ、今回の新しい青年交流推進懇談会につきましては、これはそういう団体に限らず、一般の町民の方々の中で組織を持っていない方も当然加入を促すこととなります。この3団体との協議の中でも、例えば地元の福祉施設等にも若い方がたくさんいるわけですが、そういう方々への働きかけということも必要だというようなお話もいただいておりますし、当然のごとく今後は町内全体に対して新たな組織に参画を呼びかけていく等の手だてはとっていきたいというふうに思います。

それから、女性の関係でありますけれども、これも確かに町内には独身女性の方はたくさんおられます。ここにいる商工会青年部あるいは4Hクラブなんかは女性というのは少ないのですが、イベント協会には実は女性の方も参加されておりますし、そういう方々を通して、あるいは先ほど申しましたとおり福祉施設等にも多くの女性の方がいますので、そういう方を踏まえながら、女性の参画は広く呼びかけていくことになるというふうに思います。

それと、3点目のことしの交流イベントの内容ですが、これはまだ新しい組織が立ち上

がっておりませんので、当然この新しい組織が立ち上がったときに交流イベントに対する内容について十分意見をいただくことになると思いますし、若い方々が独自に発想する内容をイベントの中に生かしていくということになりますので、そこら辺についてはもう少し時間をいただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） 再々質問させていただきます。

新しい組織なのですけれども、大体いつごろまでに立ち上げるというめどが立っているのかお聞かせください。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 担当課といたしましては、7月早々にはこの準備会を立ち上げて、その後イベント協会なんかは8月の前半に大きなイベントを予定しておりますので、それらの事業が終了することを待って設立するというふうな形になっていくものと思いますので、できれば9月ごろまでにはしっかりとした組織を立ち上げて、そこで議論されたものが秋に事業としてつながっていけるような形を整えていくことを担当課としては希望しています。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） ありがとうございます。パートナー対策は町にとってすごく重要な問題でありますので、今後とも早急にパートナー対策を立ち上げて、中頓別町のパートナー不足の問題を解決していただけたらと思います。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（村山義明君） これで佐藤さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号4、議席番号6番、東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 6番、東海林でございます。今回2点の質問項目をそろえました。

まず、1点目ですが、副町長の配置について伺います。前町長も配置すべく考えを持ちながら、残念ながら実施できなかった件であります。行財政困難な過疎地の町ほど理事者の任務は多忙であるはずですが、早急に副町長配置の考えはあるのでしょうか、伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

副町長につきましては、地方自治法第161条第1項で置くものとされており、置かない場合には条例で定める必要があるというふうに認識しております。これまで副町長を置かないできたというのは、経費節減策としてであり、厳しい財政状況から脱却するための再建途上にあつたことによるというふうに理解をしております。現状が脱却し終えたかどうかの評価で見解の相違はあるかとは思いますが、条例を定めることもなく副町長を置かない状況が長く続くことは好ましくないというふうに考えています。今後に向けては、これまで副町長がいない状況が長く続いてきたことを踏まえる必要もあり、少し時間をかけ、

そもそもの副町長の位置づけと役割、町としての今後の行財政運営のあり方及びその見通しを明らかにした上で、置くべきかどうかの議論を深めて明確な結論を得ていかなければならないというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 地方自治法第161条第1項では置くことが原則なのです。そういうことであります。明らかに町長の任期中に置かないとか当分置く意思がない場合には、必ず条例でただし書きでそのことをうたわなければならない。こういう法令の原則からすると、前野邑町長が最後の任期中に、初めは置く意思がなかった。これは明らかに法令に違反していると考えざるを得ないわけです。ただ、許されるのは、後半においては置きたいという意思に変わったけれども人材等々で選べなかったという実態もあるので、その部分は法令に違反しているということも言えないだろうと思います。ただ、町長の今の説明でいくと、例えば経費節減対策として置かないというのは、これはこのままであれば条例違反ですよ。議員の皆さんもわかっていると思いますけれども、中頓別町副町長定数条例というのがあるのです。後で見えておいてください。この規定に基づき、副町長の定数を1人とするということがきちんと決まっているわけです。これを新しい理事者となった小林町長が知っていながら置かなかったということは、この任期中に置かないのかなと思わざるを得ないので、確認させていただいたら、副町長を置かない状況が長く続くことは好ましくないと考えているというので、これはほっとした部分であります。今後に向けて副町長を置かない状況が長く続くとしたら、これは条例で置かないことにしなければならぬと思うのですが、そういうことではなくて、むしろ過疎地の行財政困難な町の理事者ほどよそへ出向くことも多いですし、いろんなことで苦勞することも多い。そういったときに、一般行政事務全体を眺めて的確な町長の補佐機関としての副町長の存在というのは、苦しい町なら町なりに置かなければならないだろう。現実に置くことが原則なのです。このことが続けば、地方自治法第161条第1項に違反することと同時に、副町長定数条例にも違反します。この認識はいかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 置かない状況を条例を定めることなく続けるということについては適法とは言えないという認識につきましては、最初に申し上げたとおりであります。今後に向けてということにおきまして、私としては副町長の選任をご協議させていただく際に選任されるべき人の適、不適の問題と副町長を置くべきか置かないべきかの議論が一緒になることがないようにぜひしたいなという思いがあります。そういう面では、今後議会の皆さんとは副町長の必要性ということで議論をさせていただいた上で、しかるべき対応をとる必要があるというふうに思います。私の基本姿勢としては、やはり副町長は必要ではないかというふうに考えております。組織として係をなくしたりしていきながらフラットな組織にしていくという中で、副町長の持つ役割、権能というのは非常に重要な位置づけがあるというふうに私は思っておりまして、そのことをやることによって私自身が町長

として働く役割というか、もっともっと活動をしていけるのではないかなという思いもあります。決して私の負担軽減という意味ではなく、町長としてしかでき得ないような仕事に向かってもっと積極的にやらせていただく上でも、副町長を置くという前提に立って議論をさせていただきたいと。その中で一定の時期を見て、その結論を得て選任に進むというようなことに向かいたいという考え方でいるということでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 再々質問をします。

町長のお話で町長は置くべきという意向であることは大体わかりましたけれども、副町長を置かないのは経費節減策としてでありというのは、これは間違いだったということは今言えると思います。そして、今後の行財政運営のあり方を考えながら、これから検討するというにしておりますけれども、行財政運営も含めてこれは置いたほうが絶対いいに決まっているわけです。これは、町長が存分に能力を行政運営のために、行動してもらうためにはそういう人は絶対必要だろうと一般住民だってわかっているし、認めているのです。だから、そういう意味であえて絶対に副町長は置くべきだと私は思いますし、町長の一定の考えを伺いましたので、いいのですけれども、町長はこの後何年やるつもりか知らないけれども、今回4年しかやれないのです。それも1年目始まったわけですから、これが1年も2年もたって決めるのではどうしようもない。もう少し早く一定のめどをつけなければだめだと思う。いつ決めるつもりですか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 経費節減策としてというのは誤りというお話がありましたけれども、合併以降行財政を厳しく運営していく中で、副町長を置かないということにおける一定の経費の節減という考え方があったというふうに理解しております。その後、後半については若干違う要素もあったかもしれませんが、もともと置かないスタートというのはそこにあって、その当時の状況としては一定程度やむを得ないものがあったのではなかったのかというふうに私は思っております。そのことは質問の趣旨と若干違うかもしれませんが、今ご質問のあった時期でありますけれども、遅くとも私の任期後半には副町長が置かれている状況にはしたいというふうに考えております。これは今後の議論の経過によるというふうに思いますけれども、早ければもちろんそれよりも早くというふうに思いますけれども、今のめどとしてはおおむね今後2年以内の中で議論を尽くして、選任をお諮りするような流れにしていきたいなというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 1問目は終わりますけれども、町長、2年もたったらだめだ。少なくとも1年以内には結論を出すようにしなければ、そんなのだったら置かなくてもいいということになってしまう。そういう考え方を持っていますので、これからの行動力に期待します。

それでは、2番目の特別職等の報酬見直しの必要性について伺います。財政改革の過程で必要であった各種委員を含めた特別職等報酬の引き下げは、道内、管内町村と比較しても現状では大きな格差となりました。このことは、人材登用にも影響があると考えられます。早急に見直しの検討をすべきと考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

現行の特別職等に関する報酬については、厳しい財政状況に陥り、財政早期健全化団体に指定された時期を乗り越えていかなければならない中で削減され、今日に至っているものと理解しています。また、一般職の職員についても手当の一部が削減されたままとなっているほか、臨時職員等の賃金も改善が必要だというふうに認識をしております。ただ、現時点の優先課題としては、将来的な財政状況及び今後の行財政運営の見通しを明確にすることが必要であり、それを踏まえて人口減少問題などの政策課題に厚く財源を確保していかなければならないというふうに考えております。報酬及び給与等の見直しについては、もう少し先の課題であり、見直す場合にも常勤の一般職員等の給与、賃金の改善と一体に行うべきものというふうに考えています。慎重に検討に着手する時期を見きわめたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 町長の答弁でよろしいかと思えます。私は、はっきり言って、任務、行動からしたら一般職の給与よりも給料が安くなるような特別職というのはナンセンスだと思っているのです。だから、きちっと働いてもらうためにもきちっとした報酬を与えるべきだと思います。

そこで、報酬と直接関係はない事項なのですが、旅費、費用弁償について伺いますが、基本的に我々議員、それから教育委員、農業委員、監査委員等々は月額報酬でありますけれども、その中でも農業委員の皆さん、農家の人が多いのですが、費用弁償が町職員と同じだということは、私は以前の町職員時代からおかしいと思っているのです。というのは、町職員が職務として旅行するには当然交通費等々のかかる経費は旅費として出されて当たり前。ところが、旅行依頼者としていろんな町民の方々、各委員の方に旅行を依頼して、例えば農家の人であれば、場合によってはヘルパーを頼んでも行かなければならないことがあるわけです。そのときに旅費だけは負担しますよと、費用弁償として職員と同じですよというのは、これはいいわけがないのです。ですから、ご商売をやめてでも行ってもらうような形がある場合には、それなりの報酬というか、旅費の上積みというか、そういったものも検討すべきものだ。これは、報酬と関連して今後検討すべき事項でないかと思っているのですが、特別職の報酬とのかかわりもあるものですから、あえてこの件についてだけ伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、費用弁償の性格上、旅行に要する経費に支弁されるべきも

のという認識から、ここに所得補填的な性質を持った給付が加わるというのは少し性質が違う議論なのかなというふうには感じました。ただ、お話があったように、農業委員等が公務で宿泊を伴う出張等をされる場合はヘルパーを頼んでというような形で非常に大きな経費がかかると、特に会長等になった場合についてはそういう機会も多いので、報酬と見合うというふうにはなかなか言えない実態があるということも認識しております。ただ、特別職、非常勤の公職につきましては、一定程度そういう犠牲を、自己犠牲的な部分を伴って担っていただかなければいけない要素もあるかなというふうには思います。その意味で、そのことも含めた上で検討が必要かなというふうには思います。ただ、農業委員、例えばですけれども、農業委員会の委員、会長等の職について全道的に比較してもかなり低いとか、ほかのところがそうであるというようなことも一定程度認識しております。ただ、管内だけを見ると、議会の議員を除いてですけれども、どの委員も中頓別町がそういったところが大きく低いというような実態にもないというところで、悩ましいところがありますけれども、先ほど申し上げましたように今の優先課題として若干高位に置かせていただかざるを得ないかなというふうに思いますけれども、見直すべき時期に適切に対応ができるように、今後報酬及び費用弁償等の実態を的確に把握をした上で、次期に速やかに検討ができるような準備は整えていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 町長が一生懸命答えてくれているので、いい印象で受けているのだけれども、1問目の質問の答弁の中で報酬、給与等の見直しについてはもう少し先の課題だと言っているのだけれども、私は先の課題ではないと思うのです。今の課題だと思います。だからこそ、どこにいった先に課題を見つけるのですか。そうではなくて、今課題ですよと言って私は一般質問しているのだから、まして初めて町長になったわけですから、これは自分の給与、町長の給与も含めて妥当なのかどうかぐらいは報酬審議会を開けば判定してくれるわけです。町長、今の給与でいいから、我慢しなさいと言われるかもしれないけれども、町長の給与だけではないのだから、ほかのいろんな一般の委員も含めて町の行財政のあるべき姿は今のそれでいいのかどうかという判断は、先の課題ではなく今の課題としてなるべく早急に進めるべきでないかと思います。

これは答えは要りませんので、以上で終わります。

○議長（村山義明君） これで東海林さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号5、議席番号3番、西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 議席番号3番の西浦でございます。

まず最初に、1番目、創造的な自治体改革の推進についてでございます。

町政執行方針の中にある限られた財源と職員のマンパワーが最大限生かされる効率的な行財政システムづくりとは、今までのシステムとどこが違うのかお伺いしたいと思っております。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

基本的に今までのシステムづくりと大きく変わるということではございません。行政は地方自治法によって常に最少の経費で最大の効果を求められており、現在のグループ制は組織機構の簡素化によって行財政の効率化を図ることが目的であり、より機能を進化させるためには職員の意識改革や専門的知識の習得、時代の変化に対応できる人材の育成が不可欠と考えているということでもあります。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） それでは、再質問させていただきます。

創造的な自治体改革の推進と書いてありますので、私の解釈の中ではこの行財政システムというのは今までとは違ったような考え方の中で行われるという解釈だったのですけれども、そうしますと、町長の答弁にもありますように最少の経費で最大の効果と言われますけれども、財政的なことを考えますと少数精鋭、少ない人数で効率化を考えたほうがいいと思うのですけれども、少ない人数であるということになりますと、職員一人一人がよほど一生懸命頑張らなければ大変になってくるということにもなるかと思えます。その辺について業務の効率化について具体的に何か考えていることがございましたら、教えてくださいたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 効率だけの問題ではなくて、業務を推進していく中では基本的に計画と財政、予算が一体的に整合性を持ってしっかり計画的に合理的に運営されるというのが基本であるというふうに考えておりますし、今の業務の中では行政評価と予算の編成作業が作業として二重になっていたり、それからさまざまな業務の仕組みが課それぞれの単位でやり方が違っていたりとかという実態もあるというふうに考えています。そういう面では、IT技術なんかも使ってということになると思いますけれども、職員に負荷のないシステムを庁内に導入していくということも1つあるのかなというふうに思います。あわせて、今後計画をしている施設の長期的な修繕に関する計画なども含めて、事務ができるだけ効率的に効果的に推進できるような形にしていく必要があるというふうに思っているところであります。職員に関してもそういうこれからの仕組みに対する理解と積極的にかかわっていただく意識づくりをしていくということが1つ必要になるかなというふうに思っています。あわせて、今後の人事の中ではより職員の育成を、専門に特化した職員であったり、総合力のある総合的に対応できる職員であったり、それぞれの職員の特性も見きわめながら、組織全体として必要な人を育てていく、そういったようなことも今後の取り組みになっていくのかなというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 再々質問させていただきますけれども、今までも恐らく何か大事な仕事が発生した場合には課を乗り越えて職員が協力し合ってやってこられたこともあろ

うかと思えますけれども、少数精鋭ということを考えますと、これから課を乗り越えて職員全体が協力し合ってやることも行政の効率化には必要なことではないかと思えますけれども、町長、これについてはもう少し具体的に課同士でコミュニケーションというか、そういうことを考えておられますでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今具体的にということにはなかなかないのでありますけれども、おっしゃるとおり、今職員はほぼ定員管理計画どおりの職員数になっているかなというふうに思います。平成28年度の目標値について今現在、例えば保育所が当時民間とか、あるいは給食センターの外部委託とかといったようなことを想定した部分でまだ実現していないところはありますけれども、その分の人数を平成18年ですか、に策定した定員管理計画に沿って今実現された状況にあるかなというふうに思います。ただ、その当時それだけの職員数ではなかなかやり切れないということもあって、当時は行政サポーターで補完するとか、いろんなシステムで効率化を図るとかというようなことが盛られていて、そういったところで十分でない要素もあるというふうに思います。それが今の組織の現状で、ただ実態を申し上げると一人一人の職員がいっぱいいっぱいの業務を抱えて、ルーチンの仕事をこなすこと、それさえも超過勤務をしながらこなしていただいているという実態があるということでもあります。これにこれからの新しい政策課題に向かって取り組んでいく仕事を付加していくということになると、なかなか難しいということでありまして、そういう面では今までとは違う仕組みも考えていかなければいけないのだろうというふうに思います。特命的な事項なんかに特化して専門的に担うとか、従前の縦の流れで行っている業務に対して横串を刺すような仕事の仕方というものを組織としても組み入れていかなければならないのではないかとというふうに基本的には考え方を持っております。ただ、先ほど申し上げましたように職員数をこれ以上ふやすということもなかなか難しい現状でありますので、現員の中でやり切っていくための組織的な機構改革なども含めた対応を今後考え、おおむね10月の議会あたりではそういう機構改革も提案をしていかなければいけないかなというふうには考えています。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） よくわかりました。私も、大変厳しい財政事情ですので、単に職員をふやせば解決するということではないということは認識しております。時によっては、課によってはある程度余裕がある、そういうこともあろうと思いますので、ぜひ横のつながりを密にして、職員全体が町民のために頑張っていただくように希望する次第でございます。

以上で質問を終わらせていただきます。

それでは、次の2番目の中学校校舎の改築についてでございます。建築から47年を迎える中頓別中学校の校舎は、耐震性のみならず、老朽化が著しいと聞いております。改築して生徒が安心して学べる校舎を考えるべきではないかと思えますけれども、いかがなも

のでしょうか。

○議長（村山義明君） 柴田教育長。

○教育長（柴田 弘君） 私から答弁させていただきます。

中学校校舎は、建設後46年が経過し、全体的に老朽化が著しく、整備の緊急性が高い施設です。整備に当たっては、国の学校施設環境改善交付金を活用するため、耐力度調査を実施いたします。耐力度調査とは、既存建物の構造耐力、経年による耐力低下を評価する保存度、地盤や海岸からの距離などの立地条件を評定する外力条件の3点の項目を総合的に調査し、建物の老朽化を評価するもので、実施計画を検討、決定していく前に行われ、危険な建物である改築か、危険な建物でない長寿命化改修なのかを判断するものです。この調査結果をもって工事の実施の1年前に建築計画を文部科学省に提出することになります。耐力度調査の結果をもとに今後の方向性を相談してまいりたいと思います。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 再質問いたします。

耐力度調査というのは、これはいつごろから初めて、どのぐらいで終了するかお伺いしたいのですけれども。

○議長（村山義明君） 柴田教育長。

○教育長（柴田 弘君） 今議会の補正予算で計上させていただいて、通りましたらすぐ調査に入りたいと思います。大体3カ月ぐらいはかかるのではないかとされておりますが、期間については調査内容によって変更がありますので、それより延びることもあるかと思いますが、おおむね3カ月ぐらいと捉えております。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 築40年といいますと半世紀になります。普通に考えますと、半世紀になるとこういう建物というのは相当老朽化が進むのではないかと思います。父兄の方からこの中学校で学ばせることが心配だと言われないようにしていただきたいと思いますので、どうか早急に改築もしくは長寿命化ということを考えていただきたいと思います。

これをもちまして私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（村山義明君） ここで休憩をとりたいと思います。議場の時計で、午後2時10分まで休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

引き続き、受け付け番号6、議席番号7番、星川さん。

○7番（星川三喜男君） 議席番号7番、星川です。それでは、私から一般質問させていただきます。

まず、1点目、町政執行方針についてでございます。まず、1点目として、政策を進めるために子ども・子育て支援、福祉のまちづくり、地域経済再生の3つの柱を立てておりますが、具体的に、かつわかりやすく、どのように考えているのかお伺いしたいと思っております。

あわせて、2点目といたしまして、地方総合戦略と中頓別町第7期総合計画の連動を図る上で将来想定人口、これが前々から言われていることなのですけれども、人口の見直しをするのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目であります。子ども・子育て支援については、結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目なく支援を行うことで若い世代に精神的にも経済的にも安心していただくとともに、夢を持って子育てができる地域づくりを目指したいというふうに考えております。本定例会では、子供医療費助成に関し償還払いから現物給付への改正、不妊治療費助成を提案していますが、現在はこれまで寄せられた意見をもとに、地域子ども・子育て支援事業の拡充のほか、教育委員会とも一体的に総合的な放課後対策などの検討に着手しております。今後は中長期的に一定の財源を確保した上で、サービスの拡充、施設整備、子育て世帯の負担軽減策を総合的に検討していきたいというふうに考えております。

福祉のまちづくりについては、医師複数体制のもと地域医療を守ることを最重点に、保健、医療、福祉、介護が連携して高齢者や障がい者などが安心して暮らしていける地域づくりを目指していきたいというふうに考えています。社会福祉協議会や民生児童委員などと連携しながら、高齢者や障がい者の見守りや居場所づくり、権利擁護など地域福祉の充実を図るとともに、訪問看護やリハビリなど地域資源の拡充、健康増進、介護予防の施策の充実などに着手をしていきます。また、障がい者が地域で自立して生活できるよう、就労支援の充実にも積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。これとあわせて、大変困難となってきた医療従事者、福祉施設等で働く職員の確保に向け、住環境の整備、資格取得に対する支援なども重要課題として取り組んでいきたいというふうに考えております。

地域経済再生については、地域の事業者と経済団体が一体となって若い世代のために今ある雇用の場を守るとともに、新たな雇用創出にチャレンジしていかなければならないというふうに考えています。本定例会では、これまで農業だけだった第三者への事業継承支援を商工業にも拡充する制度の創設を提案していますが、さらに今後は企業誘致、起業化支援などの助成制度全体を抜本的に見直し、拡充を図っていきたいというふうに考えております。地域経済再生に向けた基本は農林業の振興であると考えており、そこを核とした雇用の拡大や農産物や森林、林業資源の活用を事業化することなど、農商工連携、6次産業化の実現に向けて積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

2点目の人口の問題でありますけれども、地方版総合戦略は総合計画と一体的に策定、

管理すべきと考えており、人口の予測や目標値についても整合性をとって進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

長い答弁ありがとうございました。それでは、ここで再質問ということで、今まで一般質問を聞いてきて、ハードルの高い施策をかなり町長は総括的に答えているような気がします。また、これまで前町長が厳しく律してきた行財政改革のたがが何か緩んできているような気がしております。ただいま答弁にあった政策を実現するためには私は相当なお金がかかると思いますが、そこで財源の見通しを検証する前の話では私は絵に描いた餅で終わらないかと心配しております。そこで、あえてお聞きしますが、先ほどの3つの柱のうち最も最優先されるのは何でしょうか、これを1点お聞きしたいと思います。

それと、②番のことなのですけれども、今回不妊治療条例も提案されております。そこで、地方創生での人口増のため、女性が一生の間に産む子供の数、きょうもテレビ、ラジオ等でもニュースで流れておりましたが、合計特殊出生率を上げることを目標と国でも掲げておりますが、総合計画の人口予測の基礎と本町の最新の合計特殊出生率は幾らになっているでしょうか、お聞きしたいと思います。恐らく2.0ぐらいは下回っていると思いますが、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 1点目のご質問に対して私が申し上げていることがハードルが高い設定で、これまで取り組んできた行財政改革のたがが緩んでいくのではないかとのご懸念がございましたので、その点について若干コメントをさせていただきたいというふうに思います。

現状の課題、人口減少問題に取り組んでいくということにおいて、やはり一定の政策をしっかりとパッケージにして取り組んでいく必要があると、そうしていかなければ、ただ手をこまねいて終わってしまうのではないかと考えており、私としてはこれまで財政再建から歩んできた道のり、そこから少し積極的に課題解決に向かって一定の支出も伴う仕事をしていかなければいけない時期になっているという認識を基本にしております。ただ、無秩序にたがを緩めて無制限にお金を使うということではなく、執行方針でも申し上げておりますけれども、基本的に地方版総合戦略とあわせて今後の行財政運営に係る計画もしっかり立てていくと、その中で将来に残すべき基金であるとか、そういうものをしっかり確保した上で単年度収支をマイナスにするようなことは絶対に避けて、長期的に政策が持続できるように考えていきたいという基本姿勢を持っているということでご理解をいただければというふうに思います。

最優先は3つの中からどれかというご質問になるのかもしれませんが、それは私は3つが全て重なって重要だというふうに思っています。その中であえて1つ言えという

ことであれば、私はまず子ども・子育ての支援施策というものを今できるところから最優先にやらせていただきたいというふうに考えているところであります。済みません、合計特殊出生率の数字が今手元にないので、速やかに調べて報告をさせていただきたいと思えますけれども、基本的には本町の場合は全国、全道を下回って、多分1.2とかその前後の出生率になっているのではないかなというふうに思います。そういう面では、よりこの部分の施策の充実ということが必要なのだというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、再々質問させていただきます。

あえて3つの柱のうち最優先されるのは何でしょうかとお尋ねしましたところ、子ども・子育て支援。確かにこれも大事かと思いますが、今現状の中頓別町はやはり雇用の場の創出でないかなと思います。管内で平均所得が中頓別町が一番低いのです。底上げしていくには、やはり雇用の場、先ほど来から細谷議員などの質問でも出ておりましたが、雇用の場ということ町内一円に何とか、そういうところを考え直して雇用の場で町をもっと活気づけさせる、そういったことが私は最優先でないのかなと。その後、出会いの場もありまして、その後子ども・子育て支援というような順番になるのでなかろうかなと思いますが、その点を再度お聞きいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 私は、雇用の場の創出を決して軽視はしておりませんで、本当に大事だというふうに思います。結局循環するということだと思うのです。子ども・子育ての施策が充実をしていることで、この町で働きたい、働いてもいいかな。住みたいと思ってもらえるような環境も一方でつくりながら、だからこそ雇用の場と結びついて若い人が来ていただけるというような結果につながるのではないかなという、そういう思いもあって、先ほども3つとも大事で、その中であえて1つをとということだったので、あえて申し上げたのですけれども、今すぐできるという要素もあるので、重要度ということと加えて、速やかに今すぐできることという意味も含めて答えさせていただいたというふうにぜひご理解をいただいて、それもある意味若い人の雇用の場を創出していくための一つの対策であるということぜひご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） わかりました。

それでは、2点目の質問に行きます。行財政改革とグループ制についてでございます。極限まで削減されたと言っても過言ではない職員数の現状でグループ制はうまく機能しているのか。質の高い行政サービスと効率的な行財政運営の両立をどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

地方自治法が求める最少の経費で最大の効果を目指す行政にとって、行財政改革は尽き

ないテーマであり、常に最小の人件費で質の高い行政サービスを果たすのが町民への責務であると考えております。本町は、平成16年10月からグループ制を導入し、組織機構を簡素化した上で、町長をトップとする迅速な意思決定で無駄のない行政運営に当たってきたと認識しております。今後とも安易に職員数をふやすことなく、限られた人員と財源の中で個々の能力開発に努めるとともに、研修等を通じてマンパワーを強化するなど、従来の行財政改革の精神を引き継いでまいりたいと考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

ただいま現在のグループ制を維持していくとの答弁でしたが、定員管理計画を守り、余りにも長年新規採用がされなかった時期もありました。組織内に人材が育っていないという感じも私はしております。特に負担がかかるグループ長の人材が不在であり、課長職が兼務している課も私はあると思います。また、課長職への登用を乱発したため、給料の高い方が非常に役場内に多くなってしまったのかなと思っております。人件費が膨らむ大きな要因がつくられていると思います。そこで、グループ制の企画立案をされたのは多分当時総務課にいた町長だと思いますが、間違いはないと思います。現制度から改正すべきところはありますか。それとあわせて、このごろ町から出されている広報紙やいろんなお知らせ、それと今回の組織機構図、あれなんかは完璧に誤りがありますよね、いる職員の名前が漏れているとか。私も気づいて、やめたのだなと思っていたら、それは誤りですと。そういう本当に簡単な誤りが何で見つからないのかと、グループ制が機能していれば私は必ず見つけられるのでないかなと思います。グループ制が機能していないから、こういうことが起こり得るのでないかなと思います。その点をお聞きいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） お話がありましたとおり、平成16年10月にグループ制を導入するに際して、当時課長補佐として私が担当しております。当時今後予測される財政の見通し、それから人口減少等に伴うさらなる交付税の削減などを予測し、少人数でこれからさらに分権時代の難しくなっていく事務に対応していく、そのためには従前にあったような小さな係がたくさんあるものから、それらをまとめてグループ制にしていきながら、そのグループ内の業務をグループ内の職員がしっかり共有して事務をより効率的、効果的に執行していくということを目指した改革であったというふうに思っておりますし、今の現状についての評価は先ほど申し上げたとおりであります。

この中で現制度を改めるべき点はないのかという点でありますけれども、議員からご指摘をいただきましたように、長く職員採用がなかった中で、中堅層というか、職員がいない層が大きくあることの弊害、今新たに多くの職員が入ってまいりましたけれども、それらの職員を育てていくという意味でも、今その上の世代が40代になってはいますが、それまで若い職員を育てる経験をしてこなかった中で、世代的なギャップを含めていろいろ対応に苦労しながらやってもらっているというふうな認識があります。そこがしっかり

進んで、人材がもっともっと育っていくまでに若干の時間があるかなというふうに思いますけれども、まさに今グループ制の中での課題としては、グループ内の職員の中で担任する業務、事務に対しての知識、経験をしっかり積んで、どの職員がいなくてもそのグループ内で対応できるような体制をつくっていくということにあるのではないかとこのように思っていますし、さらに言えばそういう中から、どの部署においても事務を含めて職員が一定の知識、経験を持ってさまざまな業務に対して、住民から見ればワンストップで住民の方をたらい回しにするようなことがない、そういう事務を進めていけるようにすることが重要な今の課題ではないかとこのように思っております。窓口での職員の対応に対するご批判や、それから窓口の中でたらい回しにされるというような実態のご批判も頂戴しております、職員は本当に一生懸命それぞれはやっているのでありますけれども、まだそれに対応できる場所に至っていないという現実もありますので、職員ともどもしっかり研さんを積んで、今申し上げたような対応ができるようにしていかなければならないというふうに思います。

それで、広報紙で見つかった誤り、これに関しても今申し上げましたような職員体制の中で本当にみんないっぱいいっぱいの状況でやっています。その中で、本来であればグループ内で、あるいはグループ長、課長という中で何重にもチェック機能が働くようにならないといけないというのが基本でありますけれども、先ほど申し上げましたようなこともあって、なかなかそこに至っていない現実も認めざるを得ないかなというふうに思います。先ほど申し上げましたような課題を解決していくことで後段にあった誤りを生まない仕事をつくり出していく組織になっていくというふうに考えておまして、少し時間を要するところがあるのはご容赦いただきながら、その中でみんなで力を合わせて頑張りたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、再々質問させていただきます。

さきの機構図なんかは町民に再提出するであろうと思っておりますし、そんな中でこの6月いっぱい教育長がかわられるということで、そこも名前が変わるだろうし、そうなればまた機構図として新たに町民に出すべきだと思います。

それでは、再々質問ということで、要は私は職員数と人材が不足しているのではないかなと思っております。それと、先ほど東海林議員からも指摘されておりましたが、8年間副町長を置かずにやってこられたのは、私は人件費の問題ではなく、グループ制で町長と各課長が直結して意思疎通がうまくいっていたからこそ副町長を置かないでできてきたのかなと思います。前町長は、町長、副町長という縦の機構をさらに簡素化したわけで、そこで行革を推進した功績は私は非常に大きいと感じております。そういう意味で、また戻りますけれども、副町長を置くべきだという議員もおられますけれども、こういった人材不足の中から、先に副町長を置かない条例を検討されたほうが私はいいかと思います。グループ制を突き詰めていけば、課長を支えるグループ長とその配下にいる職員が必要であっ

て、今後グループ制を維持できる十分な職員が確保できるのかどうか、これは不透明でございます。そしてまた、ここにきて、これはうわさ話です。早期退職者が数名いるということを目にしました。これはベテランの管理職です。ここにきて数名、本当に大事な方々が早期退職されるといううわさを聞きました。そこで、そういう人材を逃がさないような人事で対処できないのか、また再雇用制度を活用して組織機構を維持する方策をとるべきと私は考えますが、お答えをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、組織機構と副町長の問題、先ほどの東海林議員のようなお考えもございませし、今星川議員の言ったようなお考えもあるというふうに認識しておりますので、私としてはこの間置く、置かない、その辺の議論をぜひもっともっとさせていただきたいというふうに考えておりました、東海林議員の質問でも回答させていただいたとおり、そこには少し時間をかけたいという考え方でいるというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、今後早期退職が生じた場合、定年の退職と違って、そういう退職が生じた場合というのは想定外に人材が失われるという事態になって、正直今後の対応についても大変困難をきわめているという実態がございませ。ご提案いただいた再任用の制度、これの活用はぜひ考えていきたいというふうに思っており、それなくしてなかなか新しい人材の育成にもつながっていかないかなというふうに思うところがあります。このあたりの制度自体は既にありますので、その運用、活用ということになると思いますので、一定の考え方を整理した上で今後の対処に当たっていききたいというふうに思っています。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） わかりました。最後に、ベテラン管理職が職場を去られるということは、職員がうまく機能するのかどうか。また、そういう中で今後もう少し業務量のバランスがとれた人事配置を考え、行政の組織機構を維持していただきたいと思ひまして、私の一般質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで星川さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号7、議席番号4番、宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 受け付け番号7番、議席番号4番、宮崎です。1問目は、商工業の継承について質問します。

大型車両等の整備を行う事業所の閉鎖を防ぐため、中頓別町商工業継承者支援条例が提案されておりますが、これを一步前進させ、本町の中小企業者、商工業者全体の振興につながる施策を展開すべきと考えますが、町長の所信を伺ひます。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

商工振興の中心的な役割を担う町商工会においても、昨年商工会のまちづくりに対する基本方針となる中頓別町商工会マスタープランを策定し、その中でも商工業事業所減少や

後継者育成に関する考え方も示されており、町としてもそれらを十分踏まえ、町商工会と連携しながら商工振興策を示していきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今のご答弁にもあります商工会のマスタープランに基づいて実施された買い物アンケートでも、人口問題と同じように近い将来消滅すると言っても過言ではない商工業の大変厳しい状況が示されました。そういった点を踏まえて商工振興策を考えるとのお答えですが、今回提案されているのは事業継承を基本とした条例ということで、これまでも商工業で活用できる企業立地と地域づくりの条例が制定されておりますが、これはどちらも基本的に新規の事業に対するもので、どれも商工振興策と言えらると思っておりますが、重複する部分もあつたりして、かえってわかりにくくなつたりはしていないでしょうか。また、それぞれに魅力的な条例かどうか。これは利用されている件数からすると評価は難しいところではないのかなと思うのですけれども、継承条例については常任委員会への付託というふうになっておりますので、ここではそれら複数の条例をもっとわかりやすくまとめて、その全ての根拠となる中小企業を初め地域経済の振興を図るための基本条例というものをまず設けるというようなお考えはありませんかということが1点。

それと、これからの新規起業、血縁内での事業の継続であつたり第三者継承、これら全てを対象にして、事業主が新たに生まれるというとき、最初の時点だけでも自由に使える例えば100万円ぐらいの補助制度を設けてはいかがでしょうかということです。決して設備投資や人件費、または固定資産税、そういったものだけが事業所を減少させているわけではないと思います。ですので、若者が事業主、事業者になろうと、また家業を継ごうかと、また町に帰ってきてみようかと、その一歩を踏み出せるような補助制度が根本的に必要なのではないかと、再度伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 1点目の基本条例の考え方、まだ正直そこまで考えていなかったというのが現状としてあります。ただ、議員おっしゃったように、今回差し迫って1事業所の継承問題が起こって早急な対応が必要だったということもあつて、商工業の第三者継承ということに絞った条例を提案させていただいて、今課題となっている事案に対処したいということでまずご理解をいただきたいというふうに思います。

その中で、企業立地の促進条例であつたり、それから地域づくりの助成の条例であるといったようなものをそのままにしているという考え方ではありません。改めて抜本的に事業の継承、起業化、あるいは設備の更新、投資といったようなことも含めてどこまでを助成の対象にするか、これは商工業だけではなくて、農業も一体的にぜひ整合性をとってやっていきたいし、その中で本当に事業継承を目指す、起業を目指す人が使っていただくに当たって、わかりやすさは当然でありますけれども、魅力を感じていただけるような体系に再整備をしたいというふうな考え方であるということでもまずご理解をいただきたいというふうに思います。その中で、血縁内の事業継承の話も先ほどありましたけれども、新た

なそういった補助についても考えていくということで、今後できるだけ早い段階で整理をして、またご提案できるようにしていきたいという考え方でおります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今お答えいただいたように、ぜひ条例等の整備、支援で若者にも中頓別町で事業所を営むということに対する魅力を感じていただきたいところであるのですけれども、補助以外の点でも町が地元経済を守るためにできることというのはあると思っております、それが地元消費の徹底ではないでしょうかということなのです。これは町行政内での消費、備品購入などの割合、地元消費の割合なのですけれども、おおよそでもいいので、もし今わかる方がいらっしゃれば何%ぐらいかお答えいただきたいというふうに思いますし、もし今わからなければ後からでもいいので、資料を提出していただけないでしょうか。税金で運営されている行政内の消費についてはできる限り地元発注100%であるべきだと思いますので、その点についてだけ再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 大変申しわけありません。昔同様の調査をした経緯はあるのですけれども、今段階はないということですので、改めて資料については作成をさせていただくようにしたいと思います。考え方といたしましては私も全く同じで、地元で調達できるものは地元で調達するという考え方を基本に、その徹底を図っていききたいというふうな考え方で進めていききたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） ぜひ調査をして、ご報告をいただけたらというふうに思います。ちょっと気になる点なのですけれども、事業継承、今話題になっている部分で、きょうの行政報告にもありました。事業所の引き受け先を再度募ることにに対して町が再度動いているというふうに感じるのですけれども、一つの事業所の事例なので、どうしても何かそこだけのためという感じがしてしまうのです。ただ、これまでも、これからも、閉店をしたとかこれから閉店をするところというのは現実にあるわけですから、小規模事業所などないがしろにせず、ご支援を考えていただきたいなということで、この質問を終わりたいと思います。

それでは、2問目、PR用映像DVDの作成は映像祭でということ伺います。地方創生の一環としてPR用映像DVDの作成に取り組むこととされておりますが、ありきたりな田舎の自然映像では今までにない映像とは言えません。町内外の誰もが参加できる映像祭を開催し、広い視点を集めるために町に人を呼び、今までにない映像制作を試みてはいかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

当町にはこれまで町を映像で紹介できるものが何もなかったことから、今回町の紹介用映像を作成し、移住、定住の募集時や道の駅ピンネシリ等で町のPRに活用するもので、

プロポーザル方式により事業者を選定し、取り進める考えであります。作成する映像がよりよいものになるよう、提案募集の仕様書の内容を十分に練って進めていきたいと思えます。今後は、町民からの投稿も含め、写真や動画を広く集めて、ホームページなどで外部へ発信できる仕組みをつくるなど、アーカイブの充実、記録の保存、活用に努めていきたいというふうに思えます。映像祭については、町内外から映像づくりの担い手がふえ、こうした取り組みが順調に展開できるとともに、イベントに向けた機運が盛り上がるということであれば検討してみたいというふうに思えます。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） まず、現段階でお考えになっている映像制作のスケジュールについて1点目として伺いたいと思えます。

また、事業者の選定をプロポーザル方式で行うということですが、これは企業だけでなく、一般の個人や団体も対象となるのか。その選定というのは町の役場職員の方々だけで行うのか。例えば総合戦略策定委員会などを設けて企画提案の内容に対する多くの意見を聞くべきではないでしょうかということについても伺います。

また、映像の活用については、移住、定住事業であったりとか道の駅での放映ということになると思うのですが、作成されたDVDの貸し出しであるとか販売ということも可能なかどうか、これについても伺います。

それと、町民から動画や写真の投稿を集めて、ホームページなどで活用するということですが、ただ呼びかけるだけでは、おもしろい映像どころか、投稿数自体が伸びていかないというふうに思えます。だからこそ映像祭ということでお伺いをしているのですが、映像祭のようなものを開催すれば当然イベントなどの動画ということも含まれていくでしょうし、その撮影の際にこのイベントに来てもらう、イベントを知ってもらうということにつながると思うのですが、この映像祭自体を町の新たなイベントとして、例えば投票などで映像が評価されて順位が決まって、それに応じた賞品などを用意して、ノミネートされた複数の映像が採用されるということなのだと思いますが、地方創生の趣旨からすると、PR映像の今回のこの制作というところから町に新たな一大イベントが生まれて、毎年開催されて人が集まるという方向に持っていくべきなのではないですか。中頓別町行政の余りよくないところの一つだと思っているのですが、補助金が尽きたら終わりというところをすごく私は感じていまして、そろそろそういうところも変えていくべきではないのか。今のお考えからすると、補助金でDVDを1枚つくって、PR映像の事業というのはその1回で終わりになる可能性が高いのではないのでしょうか、その点について再度伺います。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 前段の部分を私のほうから。

まず、スケジュールの関係でありますけれども、今回国のほうの補助事業で対応することに、創生事業の補助ですので期限は来年度の3月31日ということになりますので、そ

の段階で事業が完結しなければならないということでありますので、それまでの間に終了させるということであります。

それと、業者の選定につきましては、公共事業の取り扱いと全く同じ取り扱いをすることになりますので、町で指名している業者を選定をして、その中で業者を決めていきたいというふうに思っています。何社になるかというのはちょっとあれですけども、最低でも5社程度、そういう考え方に立っていかざるを得ないのかなというふうに思います。

それから、でき上がった後の販売、貸し出しの関係でありますけれども、貸し出しは十分可能だと思いますけれども、補助事業でつくる部分ですので、販売という形になることは多分ないというふうに思います。

それから、制作の一大イベント化の取り扱いについては、町長のほうからその辺について答弁させていただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） イベントのイメージが私もまだ持てないというところがあって、積極的にすべきだというふうにお答えしかねるところがあるのですけれども、ただおっしゃっているように、ありきたりなそのまま繰り返し見られることが少ないような映像になって終わるということは好ましくないというふうに思いますし、ましてや今でき上がった映像とかというのはさまざまな活用があると思いますし、それが固定化するのではなくて、常に新しいものが生まれていくという、そういうものがホームページ、SNSとかで活用されていくというような展開になれば本当に素晴らしいというふうに思います。そういう面で、今回映像をつくっていく中に、映像祭という形ではなくワークショップ的なものになるかもしれませんけれども、何か取り入れられないかというようなことについては担当課と協議をして、その中で町内外の関心のある方にご参加いただけるような場づくりというようなことも考えて、その成果というか、方向性を見きわめながら、継続的なイベントになるのかどうかということも考えさせていただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。決して補助事業がなくなったら終わるという考え方ではなく、継続できる。映像にはそういう魅力と必要性があるというふうに思いますので、考えていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） このPR映像というのも継続して行って、今つくったものってどんどん古くなっていくわけですので、常に新しいもの、おもしろい企画なんかを考えていただきたいと思うのですけれども、先ほどのスケジュールの点でもう一回伺いたいのですけれども、終わりが3月31日までというのはわかるのですけれども、始まりはいつごろになると予測されるのか、恐らく今はまだ始まっていないと思うのですけれども、ここままで例えば6月でも2つイベントがあつたりとか、こういったものの映像というのは今回できるものには含まれないということになるのか、その点だけ再度伺いたいです。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） このPRビデオの制作に関しては、プロポーザル、業者選定から始まっておりますので、近日中にはそれらの取り組みがスタートすることになります。ただ、映像は、先ほど議員もちょっとおっしゃっていましたが、映像として何を使っていくのかということについて制作側のいろんな考え方、もちろんこちら側の考え方を出し合いながらのことになります。よって、今の段階で2つのイベントに関する取り扱いについては中には入っていませんので、多分これから撮るということでは間に合わないということになりますので、今後の取り扱いの中で何をうちの町としてPRするのかという部分を十分議論していきながら、内容についてのものを検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） わかりました。ぜひ映像祭のほうも人が集まるようなイベントとして前向きにお考えをいただけたらなというふうに思います。

この質問については以上です。

それでは、3問目の廃止されるバス路線への対応と現状について質問します。廃止されるバス路線への対応について町長は公約や執行方針の中で示されておられますが、今まで以上に便利で効率的な新しい地域交通体制を確立できる具体的な見通しはあるのでしょうか。実際に廃止される区間は町内のどのバス停からで、タクシー料金は幾らか、予約制や乗り合いで誰にとってもスムーズにJRと連動する利用は可能かなど、天北線地域公共交通会議の現状についても伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

町内における地域生活交通の確保は大切であり、天北線代替輸送バスのほか、現在国保病院利用者への送迎バスの運行、児童生徒用スクールバスの運行や福祉ハイヤー助成事業により町民の生活交通を確保しておりますが、今後はこれらの一体的な運営とデマンド、予約制交通の導入検討により、新たな地域生活交通の確保が図られるものというふうに考えております。

天北線地域公共交通会議は、天北線沿線5市町村の行政代表、住民代表、学識経験者、交通事業者や関係機関により組織された検討団体で、天北線沿線の地域公共交通のあり方について検討してきております。特に天北宗谷岬線の運営赤字を少しでも減少させ、地域住民の生活の足を長く維持していくため、抜本的な見直しについて検討し、ことし3月に天北地域生活交通ネットワーク維持計画をまとめてきました。その計画における路線再編案では、中頓別ターミナルから小頓別秋田入り口間が廃止され、新たに猿払村、浜頓別町と3町村共同で市町村運営有償運送、乗り合いタクシーを導入し、1日3往復運行することでJR特急に接続させ、利便性の確保を図るというものです。計画段階では、乗り合いタクシーの料金等につきましては具体的な検討はまだされておられません。今後路線再編案

に対する市町村の負担割合を検討し、合意形成を図る必要があり、その上で住民説明会を開催して地域の合意形成を図ることとしております。

以上です。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） このバス路線についても、きょうの行政報告のほうで資料も提出いただいておりますが、まず路線再編案からすると中頓別町のバス停はターミナルだけということになると思います。これは、特に高校生なんかは全員ターミナルで乗りおろしをしなければならないということになるのかなと思うのですけれども、その場合どの範囲までスクールバスなどで迎えに行けるのかということが1点。

それと、乗り合いタクシーを1日3往復させるとありまして、これは予約制というふうになっているのですけれども、3往復というのはちょっとわかりにくい部分を私は感じていまして、予約がなくても毎日必ず3往復はするのかということが1点と、タクシーの送り迎えというのは既存のバス停などを利用するのか、一人一人自宅まで送迎というお話を前に伺ったことがあるのですけれども、それは本当に可能なのかどうか。それと、タクシー料金については検討されていないとありますが、検討されていないといっても、例えば今のバス料金より高くなるのか、安くなるのか、さほど変わらないのか。乗り合いタクシーに変わりますということだけはすごく強調されているような感じなのですけれども、料金も決めずにバスをなくすことだけは決めたのかということもぜひお答えをいただきたいと思えます。

また、JRの直結のバスというものがなくなれば、中頓別町から音威子府村方面へ向かう方というのは当然のようにその場合はタクシーを予約しなければならないということになるわけですが、そういうふうな状況になったということを知らずにJRを利用して中頓別町方面へ向かう方にはどのタイミングでタクシーの予約というのを促してくれるのか、音威子府駅に着いたはいいけれども、何時間も待たせることのないような体制はきちんと考えておられるのか、これも1点伺います。

また、国道を通る路線バスがなくなるということになるわけだと思えるのですけれども、そういうふうになると中頓別町音威子府村間の開発の国道の冬の除排雪に影響が出るのではないかなというふうに私は思うのですけれども、その点についてはいかがか、これも1点お伺いします。

あと、以前に、私も余りよく知らないのですけれども、コミュニティーバスの運行試験を町内で実施されていたというふうに思うのですけれども、その結果というのが恐らく出ているのではないかなと思うのです。今後の例えば代替輸送であったりとか、町内の交通というものに生かされるのか。

ちょっと質問が多いのですけれども、余り具体的なお答えがありませんでしたので、再度伺いたいと思えます。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 漏れたら言ってください。

まず、1点目、バス停の関係でありますけれども、バス停は中頓別ターミナルだけということではなく、基本的には今ある中頓別以北の取り扱いについてのバス停は維持されるということです。バスそのものは代替案ではターミナルまでということですので、それ以南についてはどこにも行かないということになります。そうなった場合、高校生の送迎の関係でありますけれども、基本的にはバスターミナル以南の部分については新たな手法をもって対応するということになります。それがスクールバスを活用できるのであれば、スクールバスを活用するということになりますし、もしそれが時間的な問題等で課題が出るとしたら、新たな手法をもって町がターミナルまでは基本的に送るという形を徹底するということになると思います。

それから、予約がなくても運行するののかということですが、原則は今回についてはデマンドなので、基本的には予約をするということです。ですから、猿払村、浜頓別町、中頓別町、2町1村で利用するわけですので、どこの乗客がその日何時のバスに乗るかというのは会社が集約をして、それに従ってバスを出すということです。ですから、3町とも誰も利用しない日があれば、当然それは運行はされないということになります。これは行きだけの問題でなくて、帰りも同じでありまして、帰りも同じように予約をするという形になりますので、予約があったときに運行対応になるということになります。

それから、先ほどちょっと出たどのタイミングで周知するのかということです。それは、事務方の中でも議論は相当出ています。ある一定の方向が決まるということは、2町1村の住民の意識というか、住民の理解が得られた段階で初めてスタートできることになります。ですから、その段階で2町1村で、地域住民はもちろんですけれども、住民の方を活用して、いろんな家庭に親戚が来たりするわけですが、そういう部分に関して、あるいは事業所だとかということ、特にうちでいくと長寿園なんかは入所者の方に面会に来るといような場合も当然あると思いますので、そういうところに関しても同じようにそういうシステムになっていることを説明していただいたり、そういうようなことも踏まえながら対応をしていかざるを得ないのかなというふうに思っております。

それから、料金の問題です。料金は、歳入歳出に関しての予算というのは一応つくってはあります。ただ、それは平均的な金額で出しております、中頓別町から行くと今1,390円ぐらいだと思いますけれども、基本的にはその額を大きく上回るというふうなことは一切考えておりません。それを運営する上では料金だけでやるわけではなく、3町村がそれに対する負担金を出すことになりますので、今の金額を大きく上回るというような考え方は私としては今持っておりません。ただ、その議論は正直言ってされておりませんので、正確に今後どうなるかということについてはもうちょっと時間をいただければというふうに思います。

それから、除雪の問題でありますけれども、これについては正直開発との協議というのはされておりません。ただ、現実問題として、今は開発もよっぽどのことがない限りは通

行どめという形はとりません。ただ、最近北見地方であった猛吹雪のときの対応で、そういう場合に関する取り扱いとして早い段階で通行どめをかけるという場合が今後ふえてくるということは言われておりますので、バスを運行する、運行しないに関係なく、その辺の対応をされていくものだというふうに考えております。

あと……

(「2点あるのですけれども、一人一人自宅まで送迎するということについて」と呼ぶ者あり)

○まちづくり推進課長(遠藤義一君) コミュニティーの関係については、町内の取り扱い、予約デマンドの関係についてはそこは今後の協議だと思いますが、時間的な問題も当然絡んでくる問題ですので、その辺は2町1村の中で十分議論をしていかなければならないことだというふうに思います。ただ、今までは国道を通過するというのを踏まえてバス停を設定していますので、今後の取り扱いとしてもそれらに大きく外れて対応するという考え方には立たないということをご理解をいただければというふうに思います。

(「以前のコミュニティーバス」と呼ぶ者あり)

○まちづくり推進課長(遠藤義一君) コミュニティーバスに関する部分については2度ほど調査が行われておりまして、1つは音威子府村までのバスを名寄市まで延ばしたときにどうなるかということでの実証調査をやりました。ただ、それでは、基本的にはもう少し数字が出るかなと思ったのですが、意外と利用者の方は名寄市までの利用というのは少ない実態が正直言って明らかになりました。もともとは名寄市まで行くことで名寄市からの利便性のほうが高いということもあって、音威子府村ではなく名寄市まで延ばすということでもいい方向が生まれないかということで実証調査をやりましたけれども、決していい数字は出なかったということで、そこは諦めざるを得ないということで、基本的にはJRへの接続は音威子府村という選択肢という形になったということでありまして。

○議長(村山義明君) 宮崎さん。

○4番(宮崎泰宗君) 今の質問についてのお答えについてはよくわかったのですけれども、もう少し乗り合いタクシーについてお伺いをさせていただきたいなと思います。乗り合いタクシーの拠点というのですか、もとの事業所というのは新聞報道なんかでも猿払村が持つというようなことになっていると思うのですけれども、運行状況とかがどう変わるかわからないのですけれども、バスが中頓別ターミナルまでは来るということが変わらなければ、音威子府間のタクシーの運行というのは中頓別町内に事業所を設けるというのが普通の考えなのではないですか。また、音威子府村方面へ猿払村からタクシーを出すくらいなら、猿払村、浜頓別町、中頓別町でJRに直結するバスだけを維持するほうがどう考えても私は効率的ではないかなと思うのです。これは、案であるとか計画であるというふうに、まだそういうふうに聞こえてくるのですけれども、バスがなくなってタクシーにかわるということだけは決まったということなら、これは案でも計画でもなくて決定事項ということになると思います。だとするなら、これまでの経緯、例えば各町村から代

表者が集まっているわけですから、中頓別町の代表者の皆さんがどんな主張をしてきたのか、また今後のバスがなくなった後に想定されるバスの時刻表であったり、タクシーの料金というのも今のバス料金から物すごく上がることはないと言っても、少しでも多くなるのは住民の方々の生活に影響が出るわけですから、そういうことも全容というものをできるだけ早く明らかにして、早急に住民に説明をしていくべきではないかということが1点。

それと、私はどう考えてもタクシーのほうが便利になるとは思えないのです。自宅まで送ることも可能だという話も前にあったのですけれども、それも議論した結果ということになるということで、JRと直結するバスをなくす。ターミナル以北は残るということですけれども、以南はなくなるということなので、町内を走る定期便をなくすというのは決してよい方向ではないと思います。なぜなら、公共交通機関というのは決まった場所で決まった時間に利用できるというのが基本であって、気兼ねなく利用できるものでなければならぬと思います。予約制のタクシーが気兼ねなく利用できる公共交通と果たして言えるのかどうか。どんなに説明をして合意をしようとしても、先ほども2町1村の理解が必要であるということでしたので、ただ私はそれでもタクシーのほうが良いと言う人はいないのではないかと思います。今のバス、定期便があるほうが絶対に良いと皆さん言うと思うのです。そうすると、もしかしたら署名運動に発展するかもしれませんし、また宗谷バスの本数というのはかなり、中頓別浜頓別間とかそういうのがもともと少ないなという感じはするのです。猿払村から上下に行くバスの本数はかなり多かったり、この本数であったりタクシーの運行などが猿払村や浜頓別町の財政力とか経済力に関係あるのかはわからないのですけれども、もしそういったことで中頓別町が不利な状況にあるとするのだったら、私は音威子府村と同じように中頓別町も協議会から脱退してもいいのではないかと思います。代替輸送の負担が大幅に軽減されるという話は前にも伺ったのですけれども、新たにタクシーの負担が生まれるわけですから、乗り合いタクシーの経済効果というのは中頓別町にあるのですか。乗り合いタクシーを3往復させる、バスを3往復させる、それは乗り合いタクシーのほうが本当に少ない負担になるのか、この点についても再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、今議論されている天北線の見直しに関する案、これにつきましては基本的に地域公共交通会議、5市町村が参加をしてまとめた計画であると、その重さというのは私は重々受けとめなければならないという認識をまず持っているということであり、ただ、今事務局のほうからも、1つはこの計画に対する負担の問題、なかなか承服しがたいかなというところがございます、その旨を申し上げます。この問題が今段階で決着できるのかどうかという問題が1つ。それと、その後に住民説明会をやって、来年の10月というスケジュールがかなりタイトな感じがいたしますので、住民説明会をどの時期に始められるかというのは正直まだわからないのです。先ほど申し上げま

した沿線町村の負担割合とかということ整理しないと次の段階に進まないというのがこれまでの話でしたので、今後その辺がどんなふうに推移していくかということを見ていかなければならないかなというふうに思います。

それで、先ほど申し上げましたように非常に5町村でまとめた計画は重たいという認識を持ちつつも、地域の住民の皆さんがどうしても納得できないと、そのことを総合的に判断していかなければならない、そういったものを声を反映させていく改革改善案みたいなものが議論の余地があるのかとかというようなことも見きわめていかなければならないというふうに思っています。今ある案を現段階でとやかく言うつもりは一切ありませんけれども、私としては適切な負担で住民の皆様が納得をしていただける案でなければ最終的な改革にはならないだろうという認識を持って今後の対応をしていきたいというふうに思っています。不便さとか、のみ込まなければいけないところも当然あるかもしれませんが、それを補う町単独の代替手段も含めて、あわせて最終的に町民の皆さんの利便性をしっかり確保して、納得していただける、そういう地域交通ということを考えていきたいというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） どこかだけにいいように転ぶような案というのはなかなかできないと思いますので、それぞれに負担をしっかりと背負って皆さんの足を確保していかなければならないと思いますので、その点からいけば今町長がお答えいただいたように町単独ということもぜひ視野に入れてお考えをいただくべきなのかなと思います。きょうもさまざまな一般質問が行われて、この後議案もいろいろとありますけれども、今中頓別町民の皆さんが、中頓別町民だけではないかもしれないけれども、一番心配されているのがこのバス路線の問題であるというふうに私は認識をしておりますので、ぜひ今後も早急な対応であるとかご説明を求めて、この質問については以上といたします。

それでは、4問目、観光の振興について伺います。鍾乳洞や敏音知地区を観光の中心とした具体的活用、有効な運営のあり方などについては当然抜本的な見直しを図るべきですが、寿地区やメモリアルパーク、郷土資料館など市街地周辺の活用についてはいかがお考えですか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

北海道が外国人観光客300万人という目標を掲げ、観光振興に取り組む方針を掲げていますが、当町における観光客の入り込み状況はここ数年横ばいで、管内的に最も低い状況となっています。また、ピンネシリ温泉の経営状況も年々厳しさを増してきており、改革が急務であるというふうに認識をしております。こうした状況を踏まえ、町全体の観光振興方策としてどのような施策が効果的なのかを検討しながら、町内にある全ての観光施設の有効な活用方法も含めて観光振興計画の策定に着手をしていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） まず、観光振興計画の策定に着手していきたいとお答えについてですが、いつまでに策定しようとお考えか。また、策定委員会などを設けるのか。設けるとしたら、どういう方に委員になっていただくのかということが1点。

また、観光的要素の一つであるピンネシリ温泉の改革が急務ということについては、もうお答えをいただいていますので、ここ数年の赤字からは今回一転して前年度決算は82万6,000円の黒字、これを減少してきていた株主資本に充当することができたという状況ですよね。それでも温泉のほうで厳しさが増しているとお答えになるのは、観光面での利用がふえたわけではないからということなのか。温泉については、いろいろまだ課題があると思うのですけれども、1つはトイレの問題、客室にトイレがないということでお客さんを逃しているというのは報告のほうでもありましたけれども、これは今に始まったことではありませんので、それよりも、共同であってもトイレの性質として簡易水洗をどうするかということではないのかなというふうに思うのです。個室になくて共同であっても、においであるとか、便槽に水がたまり過ぎる、そういう心配がないだけでも大分効果としてはあるのではないかなと思うのですけれども、トイレについていかがか。それと、客室についてですけれども、トイレもそうなのですけれども、エアコンもなくて、扇風機すらもないという話を以前よく聞いていたのですけれども、現状はどうなっているのか、この点についても伺いたいと思います。

また、この質問の根本的な趣旨としては、鍾乳洞や敏音知地区、寿地区や旧天北線に関連した施設などの具体的な活用についてということですので、計画を策定するというよりも、私はそれぞれの施設に対する町長のお考えを伺いたいと思っていましたので、その点についても再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、観光振興計画に関してでありますけれども、これから計画策定の準備をしていくということで、27年度中というのはちょっと厳しいのかなというふうに思っています。ですから、少し時間をかけて、28年度にかけてじっくり計画をつくっていききたいという考えであります。

温泉の改修等については、後で遠藤課長から答弁させていただきたいと思いますが、温泉の経営が厳しさを増しているというのは、まさに先ほど議員がおっしゃったように、ここしばらくの間なのですけれども、公共事業等があって、そういう業者の利用があるかないかということが経営を大きく左右しておりまして、本来の目的である観光、それともう一つ、町民の方の利用、この2つにおいてはやはり低いし、むしろ下がってきているのではないかという認識があるということが認識の出発点というふうにご理解をいただければというふうに思います。

あと、寿公園やメモリアルパーク、郷土資料館、正直個々のそれぞれを今どんなふう活用できるかというふうに考えているということではなく、その点については申しわけな

いと思いますけれども、ただ長期的に考えていくと、町の今ある公共施設の全てを今のよ
うな利用状況、負担の中で全てを維持していくということは、やはり難しいだろうという
ふうに思っています。その中で、いろんなものの統廃合であるとか、さらにもっと積極的
に活用すべきものなどを振り分けていくということが必要ではないかというふうに思っ
ておまして、そういう面ではこれらの施設に関しても現状の利用やこれからの可能性、そ
ういったものを全体として整理をしていく中で、残すものとさらに活用を広めていくもの
というふうな振り分けをしていくという考え方に立っていきたいというふうに思っていま
す。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 温泉の施設の関係のご質問がございました。

トイレの関係と、それから客室のエアコン等の関係であります。まず、客室のエアコン
に関しては、ついていません。扇風機については、貸し出しをする形は整えていますけれ
ども、実際には全ての部屋に設置はされておられませんので、ただ去年の段階でも取締役会
の中ではそういう議論が出ておりますので、十分その辺の対応は考えていきたいというふ
うに思います。

それから、トイレであります。これは懸案でありまして、これを水洗化にするのかとい
う形、今は簡易水洗でありますけれども、これも今の施設のままで相当お金をかけていく
という考え方に立つのか、この間も議員のほうからも出てはいますが、各部屋にトイ
レを設置するという考え方に立つということも一つの選択肢ではあるのですが、いずれに
しても余りにも大きなお金をかけるということになりますので、そこら辺の見きわめは大
株主である町とも十分協議をしていく必要性はあるというふうに考えておりますし、当然
これらの施設の運営に当たっては、観光振興計画の中の大きな要点になりますので、それ
らの検討の状況を踏まえて対応せざるを得ないのかなというふうに考えておりますので、
現段階でいついつにどうするというのではなく、観光振興計画の中で具体的な施策とし
てどう取り上げていくのかということを検討させていただきたいというふうに思ってお
ります。この件については、部屋の関係もそうでありますけれども、あそこの施設そのもの
の改修というのは今までもずっと出ております。特に照明の関係でLED化にすべきでな
いかというふうなご指摘もいただいている経過もあります。それらを単発にやっていく
ということがいいのか、その辺を十分踏まえる必要性はありますので、会社としてもその辺
についての意見はいただくことにしておりますので、もう少し時間をいただきたいという
ふうには思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 申しわけありません。答弁漏れがありました。

計画については、しっかり計画策定のための委員会等の体制を組んでいきたいというふ
うに思っておりまして、どういうメンバーでやるかということについてはまだ煮詰めてお
りませんけれども、町内の観光にかかわる方々や有識者の活用、それと経済的な分析だと

かということについてはやっぱり専門的な力も必要かなというふうに考えておりますので、町外の識者を加えたりすることも含めて体制を整えて進めたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 特にピンネシリ温泉のことについてお伺いをしましたけれども、町長のお答えにもありましたけれども、観光面での利用であったり、町民の皆さんの利用というのは相当減少しているだろうとは思うのですけれども、そういう中でずっと赤字が続いていましたけれども、公共事業によってということもありますけれども、前年度は一応黒字ということでありましたので、そういった経営を続けて、観光面であるとか、町内の皆さんにももう少し利用していただけるようなことを考えてやっていければ、黒字経営というのも続けていけるのではないかなというふうに思います。

町長に先ほどお答えいただいたのですけれども、各施設それぞれの具体的な活用というのは言ったらいろいろあり過ぎて、一つ一つ質問したり答えたりというのは大変だと思うのですけれども、例えば先日、町長ももしかしたらお会いになったかもしれないのですけれども、酪農学園のゼミ生の方々がお越しになっていて、私たちも1年ぐらい、以上になりますかね、交流をさせていただいているのですけれども、今4年生のゼミ生が全員それぞれに中頓別町のそれぞれの要素を一つテーマにして卒論を書いてくれるというようなお話がありまして、皆さんすごくいいテーマに着目をされていたなというふうに感じるのですけれども、観光の面でいうと1人、中頓別町でのホーストレッキングについて卒論を書きたいという学生さんがいらっしゃって、すごくうれしいなというふうに私思いました。これは、例えばハイジの丘から鍾乳洞、そして寿公園周辺くらいから始めて、今はいるかどうかわからないのですけれども、ポニーが毎年いたりしますけれども、行く行くはそれを町内の観光地全体を結べるような、寿から敏音知まで行けるようなホーストレッキングを考えてみてもいいのではないかなというふうに思うのですけれども、町長はどういうふうにお感じになるか。ポニーでも普通の馬でもいいと思うのですけれども、そういうのを飼育している人が元気でいらっしゃるうちに取り組まなければいけないと思うのです。例えば1頭1頭に馬主制度なんかも一緒にあると興味を持つ人がふえるのではないかなと思うのですけれども、まずその点はいかがか。

それと、中頓別町の木と花というのがあるのを私は最近まで知らなかったのですけれども、木がアカエゾマツで花がチシマザクラというふうに指定をされているわけなのですけれども、それらを前面に押し出すイベントであったりとか取り組みというのはないような気がしてしまっていて、指定されてはいないのですけれども、シバザクラというのが鍾乳洞祭りなんかでもすごく人気を最近も集めているのではないかなというふうに感じるのです。なので、例えばシバザクラも町の植物というふうに指定をして、もっと鍾乳洞以外の場所でも普及することを考えてみてはいかがでしょうか。シバザクラについては、鍾乳洞できれいにことしも咲いていたのですけれども、咲いている状態がすごくいいところと余りよくないところの差が結構ありまして、きれいに咲かせるためには根の掘り起こしなんか

かなり必要だと思うのですけれども、この人手であつたりとか、もっと専門的な知識だつたりとか、こういうを取り入れてすぐまばらな部分を改善できないでしょうかということ1点。

それと、これは関係ないとお感じになるかもしれないのですけれども、メモリアルパークでのイベントについてなのですけれども、会場にお越しの方々、イベントがあつたときに会場に人がたくさん来るわけなのですけれども、バスターミナルのトイレを利用するのは。特に男子トイレなのですけれども、会場側に向いて、ご存じだと思うのですけれども、大きな透明な窓がありまして、外から丸見えの状態なのです。それが理由でトイレを我慢される方というのが少なくないよだということを常々聞いていて、なかなか対応できなかったなと思っているのですけれども、カーテンであるとかブラインドであるとかを設置するとか、すりガラスにするなり、ぜひ早急に対応していただけないかなと思いますので、これも含めて再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、温泉の経営に関して黒字経営となることを続けていくということに向かってぜひ私も、指定管理しているからということではなく、近く温泉の方々とも意見を交わして、町としてお手伝いできることは積極的にしながら、経営が安定して改善されるよう努力をしていきたいというふうに思っております。

それと、施設の利用に関しての派生というか、関連でホーストレッキングであるとか、町の花の新たな指定、活用というような点です。それらに関して個々の問題というよりも、さまざまなご提案をいただいても、できないと言ったり、検討するという回答をしたままになったりとか、どうしてもそうなりがちな傾向があつて、それは私自身もいろいろ汚点があるかなというふうには思います。それで、個々の問題にお答えするというのではなく、1つ考えたほうがいいのかと思うのは、提案されたアイデアとかを採用する前の段階で試行してみるとか、実際にまずやってみてというような、その上で評価して最終的に取り組むのか取り組まないのかということ判断していくというような、そういったような仕組みが必要なかもしれないというふうに思っております。その辺の制度というか、仕組みを考えて、今後いろんな場面でいろいろご提案をいただいて、今後というか、既にいただいているものもたくさんありますし、またこれからもいただくことになると思いますので、なかなか全てということにはならないかもしれませんが、一定の採択の基準でまず試してみるというようなことができるようにはしたほうがいいのかというふうに思いますので、そういうことをご理解いただければというふうに思います。

シバザクラに関しては、イベント協会のしばざくらッシーもいただきましたし、そういうところから発信しようとしておられる方たちがいるということも踏まえて考えていければなどというふうに思います。あと、公園のシバザクラの問題、傾斜の関係、特に融雪の際に地面をすったりとかというようなこともあつて、どうしても定着が難しい斜面があつて、私も担当していたときに、そのあたりはいろいろやってもうまくいかないというような

実態があったというふうに思います。指定管理をしている公社と改めて確認をしていきながら、そういった対策を講じていければというふうに思います。

バスターミナルのトイレについては、速やかに改善をしてもらうように指示をしたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今町長のお答えにあったように、計画というのも大もとになるものですから、これは大事ですけれども、できるかどうかわからないものを入れてしまっても、後でできなかつた、できない計画を立てたというふうに言われますから、私もまずどんなことでもやってみなければわからないから、やってみようということではいろんなことをやらせてもらっているんで、ぜひそういった姿勢を持ってこれから取り組んでいっていただきたいなと思います。これは最初のご答弁の中にあるのですけれども、道が北海道全体で外国からの観光客300万人を目指すというふうにあります。札幌市では市内での宿泊など地元消費を確実につかむために、お得に使えるプレミアム旅行券というものの発行が進められていたりとかいうこともありますので、観光エリアとして今実は注目されつつある道北地域にある中頓別町に適した、各地でそういったアイデアがありますので、こういったものを取り入れ、工夫していただけたらなというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで宮崎さんの一般質問は終了いたしました。

これで一般質問は全て終了しました。

暫時休憩いたします。一般質問が終わりましたので、これで本日の議場からのテレビ中継を終了いたします。これより議場の時計で午後4時まで休憩いたします。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 4時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第26号

○議長（村山義明君） 日程第11、議案第26号 中頓別町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 議案第26号 中頓別町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、矢上保健福祉課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 矢上保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢上裕寛君） それでは、ご説明申し上げます。

61ページをお開きください。議案第26号 中頓別町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
平成27年6月24日提出、中頓別町長、小林生吉。

65ページをお開きください。改正の要旨であります。現行の医療費の助成は、医療機関等が発行した領収書を添えて後日申請し、支払いを受ける償還払いの仕組みとなっており、今回の改正で医療機関で支払いを要しない現物給付ができるようにするものであります。そのことにより、さらなる疾病の早期発見と早期治療を促進し、子供の保健の向上と福祉の増進を図るため、中頓別町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の理由としましては、今回医療費の現物給付化の取り組みを進めることにより、医療機関受診時に保護者の費用負担の軽減が図られること、また後日窓口での申請事務の必要がなくなり、保護者の手間が省かれること、また事務の効率化等が図られることが期待されるものであります。

63ページにお戻りください。中頓別町子ども医療費助成に関する条例新旧対照表でご説明申し上げます。改正案の第5条の次に助成の方法として第6条を加え、医療費の助成は、医療機関が受給資格者に代わり町長に請求するものとし、町長はその助成する額を医療機関に支払うことができるものとする。これは、医療機関窓口での支払いを要しない現物給付ができるようにするという内容であります。

第2項、町長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず保護者の請求に基づき直接当該保護者に対し助成する。これは、医療機関等が現物給付に対応していない場合に償還払いを受けることができるようにするという内容であります。

次に、現行第6条第1項中「前条の」を「第5条に定める」に改め、同条を第7条とするものです。

次に、現行第7条を第8条とし、第8条中「第6条」を「第7条」に改め、同条を第9条とするものであります。

64ページをごらんください。現行第9条を第10条に改め、条ずれを修正するものであります。

62ページにお戻りください。中頓別町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

内容につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げましたので、割愛させていただきます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第26号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号 中頓別町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号

○議長(村山義明君) 日程第12、議案第27号 中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長(小林生吉君) 議案第27号 中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例の制定について、遠藤まちづくり推進課長から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(遠藤義一君) 議案第27号 中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年6月24日提出、中頓別町長、小林生吉。

70ページ、改正の要旨であります。本条例の目的である住民の定住化と本当の豊かさを分かち合う温かいまちづくりを推進していくため、支援事業の一つとして新たに結婚支援事業を加え、婚姻届を提出し、引き続き町内に居住する方へ祝金を交付するための改正であります。

それでは、68ページ、新旧対照表で説明をさせていただきます。第1条、目的であります。現行からの改正で、「ともに、」の後に「結婚や」を追加するものであります。

別表中であります。結婚支援事業を新たに加えて、その内容として、夫婦1組30万円、対象となる要件を戸籍法第74条の規定による婚姻の届け出をした夫婦で、夫婦ともに、又は夫婦のいずれかが引き続き、本町に居住することが明らかなものと規定するものであります。

67ページの本文ですが、本文は省略させていただきますが、附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するということでもあります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、1点、改正の趣旨で引き続き町内に居住する方ということなのですけれども、せめて年数をうたわなければ、結婚しました、婚姻届を出しました、お祝金もらいました、一月後にはいなくなりましたとなったら、それはうまくないのでないのかなと思いますし、30万円というお祝金の根拠は、50万円でもいいのでないかなと私は思うのですけれども、そこら辺をお答えください。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 担当としても、今の疑問の点については同じように当初は考えておりました。ただ、ここで1つ考えなければならないのは、この政策そのものはこの地域に住んでいただくということを前提としています。そのときに、2年以上、3年以上という形を整えると、どの時期にこのお祝金を出すのかと、例えば3年と規定すれば、3年過ぎてお祝金を出すのかと、つまり結婚した後からお祝金を出すというのが本当に望ましいことかどうかと。ただ、気持ちはわかります。私も同じ気持ちはあります。基本的にこういう祝金制度をつくるときに、万が一こうなったときにはだめですねという、そういう設定の仕方が本当にいいのかというのが1つあって、今回についてはそういう基準というのを特に設けることはしませんでした。それによって町内で一組でも多くの方が長い間住んでいただく、結婚して住んでいただくということを期待しての祝金制度ですので、3年たってから、2年たってからお祝金を出すということではどうかなということと、逆に言えば途中でいなくなったときには戻してもらえますかということもあるのです。そういう規定を設けているところもあります。ただ、それが本当にどうなのかなというところがあって、担当としては今回のようにそういう規定を外してつくったということであり

ます。
それから、30万円の根拠ですが、根拠は正直言って、考えたのは新婚旅行に行かれるときに1人当たりどの程度というふうな想定をしたときに、1人15万円程度、2人で30万円程度というふうに考えて一応30万円という形にしました。ただ、これはさっき言ったように50万円でも100万円でもいいのですけれども、ここにも町の財政的な問題もありますし、今まで例えばここ3年間の婚姻件数というのは、届け出がある件数というのは24年で3件、25年で4件、26年で5件という形で、決して多い数ではありませんが、それでもこれによって町内で結婚していただける方が一組でもふえて、ずっとここに居住していただければ町としてはいろんな部分で、人口減少対策にもつながりますし、地域創生の部分からいってもそれに準ずるという考え方を持って今回こういう内容にさせていただいたということで、できればご理解をいただきたいということでもあります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 非常にいいなと思いながら、どうしても今星川議員が言ったようなところはひっかかるものがあります。性善説で考えるといいなと思うのだけれども、

万が一ここから急に出ていかなければならないこともあったりすると思うのです。場合によっては離婚ということもあるでしょう。だから、それを考えたときに一定の、30万円は30万円で先に上げてもいいけれども、少なくとも1年やそこらはいてもらわなければならないと思うのです。その辺の縛りが何か必要ではないかと考えられるのだけれども、それともう一つ、30万円、つい先日利尻町で定住した人に100万円でしたよね、ちょっと差がある過ぎるなと思って、中頓別町らしいかなという思いはあるのだけれども、せっかくその思いでやるのだったら、もう少し色をつけてやれないのかなという気持ちもあるのですが、いかがですか。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 1点目の関係でありますけれども、歯どめに関しては先ほど申しましたとおり、当然私どももそういう一つの基準を設けることも当初は検討しましたけれども、先ほど言いましたとおり、そういう検討はしつつも、やっぱり気持ちよくお祝金を受け取っていただいて、ぜひ中頓別町に長い間住んでいただきたいと。決してお祝金をもらうために中頓別町に住所を移して結婚するという事はないと思いますので、そういうことでひとつご理解をいただきたいと思います。

あと、お金のことに関しては、これはこういう制度を持っているところはいろいろありますけれども、決してこの30万円は安い金額ではなくて、ほかの町村では5万円だとか10万円だとかという程度が多いです。利尻町の場合の100万円というのは、これが安いのか、高いのかと言われると、その町の考え方ということでしょうから、何とも申し上げることはできませんけれども、町としては先ほど申したとおり新婚旅行に行くとなったときに一人頭大体15万円程度はかかるかなということもあって、2人合わせて30万円というふうにしましたので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第27号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号 中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号

○議長（村山義明君） 日程第13、議案第28号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 議案第28号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、遠藤まちづくり推進課長から説明させていただきます。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 議案第28号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

平成22年度において策定した中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年6月24日提出、中頓別町長、小林生吉。

74ページであります。変更の要旨であります。今年度新規に実施するハード事業について過疎対策事業債の充当を視野に入れた財源の確保を図るため、計画の変更を行うものであります。

72ページであります。変更の内容について説明を申し上げます。区分欄3、交通・通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進において、右側の変更後の表を見ていただきたいのですが、（3）、事業計画で事業名、（1）、市町村道では、事業内容欄、あかね2号線整備事業、路盤工、L150メートル、W、幅5.5メートル、舗装工、長さ150メートル、歩道工、長さ300メートル、測量試験費、それから移転補償費を追加し、事業主体欄、町を追加するものであります。事業名、橋梁では、事業内容欄、中頓別町橋梁補修等整備事業を追加し、事業主体欄で町を追加するものであります。

6、医療の確保の区分であります。右側の事業計画で事業名、（4）、その他では、事業内容欄で看護師住宅整備事業を追加、事業主体欄に町を追加するものであります。

なお、73ページは過疎地域自立促進市町村計画参考資料の変更でありまして、ここににつきましてはそれぞれ該当する概算事業費等を追加、そして小計等を変更しておりますので、これについては事前配付させていただいておりますので、この部分については省略をさせていただきたいと思っております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第28号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(村山義明君) これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時18分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員